

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活が営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。この地域ケアプラザの管理運営に関わることは、社会福祉法人秀峰会（以下、「当法人」）の理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」のためにも重要であると考えています。

【地域包括ケアシステム】

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の生活機能の維持、向上及び地域活動の参加促進を目的に、自らの意思に基づく自分らしい生活を実現する為の手段として介護予防事業を含めた地域包括ケアシステムの構築という重要な役割を果たせるよう努めます。

他職種協働による支援活動は、地域のサービス提供事業所や施設と研修その他の活動による地域包括ネットワークを構築して地域包括ケアシステムを推進し地域の中で個別に選定した個別地域ケア会議を開催し個別支援に対する充実を図るとともに、そこから地域全体での課題抽出を行い、地域住民や医療機関、サービス事業所等と連携して課題解決を進められる環境を整備していきます。

これを踏まえ地域ケア会議は個別レベル、包括レベル地域ケア会議を年間6回以上開催し、地域支援に関わる医療、施設、サービス事業所、企業等が地域支援の連携の輪に入るよう図りながら実施します。

特に包括レベル地域ケア会議では、地域の介護サービス事業所にも参加を依頼し、地域の町内会自治会や福祉保健関係者との橋渡しを行うとともに、様々な立場の人が関わる事により広い視点で地域課題の把握・検討を行います。

また、地域の実情・課題に対して協議体を活用し、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多種多様な機関と連携した地域に必要な資源開発を推進します。

【高齢者支援】

高齢者の介護予防・認知症予防・生きがいを身近な地域で取り組める事業展開を進めます。施設内事業として定期開催事業である「やすらぎの時間～古典を読む～（高齢者支援事業）」「ピアノサロンうたごえ（高齢者支援事業）」「脳トレ♪クラシック（高齢障がい者支援）」等の活動を継続して支援します。

より身近な地域へ出向き出張講座（介護予防講座、認知症サポーター養成講座、成年後見制度など）に取り組みます。

また、とりやまの郷（高齢者サロン）、ホッとカフェ：クローバー会（地域の居場所）、元気づくりステーション（健康づくりの場）、老人クラブ等といった地域の居場所作り活動の活性化への支援を進めます。

高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業、地域活動交流事業の各部門が持つ情報と専門分野の知識を活かして、地域における支えあい体制の確立の展開と支援者が必要としている支援を得られるための情報収集を行います。

地域内全域で支えあい活動が行われるよう城郷地区連合会、城郷地区社会福祉協議会（地区社協）、民生委員児童委員協議会（民児協）等の地域活動団体と連携協力し活動を地域全体に広がります。

【子ども支援】

地域及び区内の子育て団体と連携しサークル活動の支援や紹介活動に努め、「土曜両親教室（子育て支援事業）」「パパと遊ぼう（自主事業・子育て支援事業）」「おも城チャッチャひろば（子育て支援）」「たまり BA こづくえ（自主事業・こどもの居場所）」等の活動を継続支援します。

子育て支援事業は担い手と参加者が子供の成長に合わせて毎年変わる傾向があり、担当エリアにおいても同様のケースが多く活動の継続に支障をきたす原因となるのが懸念されます。

このような事態にならないように人材確保と地域子育て支援者の発掘と育成を目的に毎月、子育て関連の自主事業を企画・実施し参加者の意見を基に今後の企画に反映し人材確保と子育て支援に努め地域主体の子育て活動ができるよう支援します。

地域の一部ではマンション等の集合住宅が増えていることもあり、子育て中の世帯の流入も増え地



土曜両親教室



パパと遊ぼう

域になじみの無い母親も多く、生活や子育てに不安を感じているとの意見もあります。

現状でも事業実施に際して、保育士・幼稚園教諭経験のある地域住民が積極的に関わってくださり、親子の成長も見守ってくださっているところが多分にあります。ケアプラザではそれらの子育て支援事業及び活動の関連情報をできるだけ多く発信し地域活動につなぐことで、新たに転入された住民も安心して子育てができるように城郷地区社協、民生委員児童委員、地域の子育て支援者と連携協力をして活動支援に努めます。

【障がい児者支援】

定期開催事業である「ひなたぼっこ（精神保健サロン）」や「しろさと地区放課後プラザ（軽度発達障がい児余暇事業）」などの支援を継続します。

特に「しろさと地区放課後プラザ」は地域住民による問題提起に始まり、地区社会協議会や自立支援協議会、近隣小中学校等と連携して、立ち上げからケアプラザが関わってきた経緯があり、常に細やかな支援を行っています。

「ごぼうハウス」（作業所型地域活動支援センター）
「楠木学園」（フリースクール）「ともだちの丘スマイル」（障がい者地域活動ホーム）「横浜健育高等学院」（福祉型高等学院）など近隣にある施設・学校との連携、支援を行っています。

また、障がいの理解啓発を地域支えあい連絡会とともに推進しています。

さらに市立盲特別支援学校との情報共有をする中で、港北区内のケアプラザ情報の提供や、理療科学生の実習の受け入れ先として実際に地域カフェでの活動をコーディネートするなど、活動支援を行っています。

障がい児・者、子育て支援等の情報や社会資源の把握に努め、障がい児・者の相談機関や行政等関係機関と連携し適切な支援につなげられるように窓口だけではなく、自主事業や会議など地域における様々な場面での相談及び情報提供を行い気軽にご相談いただける環境と関係作りに努めます。

また、港北区障害児訓練会・サークル定例会「ななつから」への積極的な参加により区内の障がい児活動グループからの直接相談や、そこから事業支援等の支援につながりも模索していきます。



ひなたぼっこ
(精神保健サロン)



横浜健育高等学院

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【地域の魅力】

城郷地区は全国規模の大型スタジアムや横浜労災病院、横浜ラポールのような社会資源を擁しているながら、小机城址に代表されるような歴史のある地域でもあります。小机城の歴史は古く、室町時代にまでさかのぼります。巨大な空堀などが遺構として現存しており、2017年には「続日本100名城」に選定され、多くの方が訪れます。

農家や古くから地域に根差した方々が多いエリアである一方で、住宅開発等により若い世代の増加もある地域です。より良い地域作りに積極的な住民の方が多く、活発な活動団体が多いところとしても特徴的です。



小机城 秋の陣

近年、高齢者支援活動「とりやまの郷」に取り組んだり、町づくり・地域活性化を目指し多世代の住民が主体となり「小机城のあるまちを愛する会」が活躍したりと、若い世代が新たな視点を持つ活動も行われています。

【地域の課題と取組みについて】

城郷地区は総人口約24,000人、65歳以上約5,000人、高齢化率20.8%（令和元年9月時点）で、高齢化率が市内でも比較的低い港北区においてはやや高齢化率の高い地域です。介護保険認定率は少ない（区内9位）ですが、一方で過去2年間の伸び率は高くなっています（区内4位）。今後、支援が必要となる高齢者が増えてくると考えられます。

このような実情を踏まえつつ城郷地区において、生活体制整備事業を重点施策のひとつとして進めていきます。現在、地区内に3つの横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）事業所立ち上げ支援を行っていきます。

令和元年10月時点で横浜市全域のサービスB事業58か所（うち、任意団体によるもの8事業）という状況において、城郷地区単独で3事業を任意団体が担っていることは誇れることだと思います。横浜市が主催する令和元年度のサービスB説明会ではすべての事例紹介を城郷小机地域ケアプラザで市内のケアプラザ職員向けに説明しました。

課題としては、高齢者支援(ボランティア活動)及び活動団体の多くが10年を超える活動となり、担い手や参加者の高齢化により、継続に問題を抱えています。

地域を支える資源として次世代にどう継承していくか、多世代へのヒアリングや協議体での検討など地域の实情に合わせた体制作りを進めています。また、城郷地区ボランティア連絡会と継続して連携し、地域の現状を踏まえ次世代が取り組める体制づくりを行います。

高齢化した福祉保健グループに代わり、「ともともランチ会(多世代交流の昼食会)」や通信制高校の部活動団体との連携により、若年層のボランティア啓発もしていきます。

地域住民や関係者との連携・協働の取り組みとして城郷地区地域福祉保健計画「たすけあうまち城郷(ひっとプラン)」が掲げられています。

第3期地域福祉計画の策定において、「子育て」「見守り」「地域活性化」の3つの分科会を設け、ケアプラザ職員(五職種)がそれぞれの分科会に所属し、全体の取り組みがケアプラザ内においても共有できる体制を作っています。

各分科会の具体的な取り組みと城郷地区の全体の動向を把握することで、ケアプラザの特性を生かした支援や他機関とのコーディネートを行っています。

例えば、子育て支援の分野においては、子どもの居場所づくりを目的に「たまりBAこづくえ」があります。平成30年から地域と学校、関係機関と地域の現状・課題を共有し検討会を踏まえ、地域の理解協力を得ながら立ち上げ、月1回の定期開催が定着するところまでこぎつけました。

現在は、地区社協会長を中心に実行委員会として運営し地域住民主体とした活動につなげています。

新たな使命も帯びてきているような面もあります。私たちは、この活動



ともともランチ



ひっとプラン



たまりBAこづくえ

をさらに発展できるよう地域住民の方々とは勿論の事、地区小中学校や近隣の地域ケアプラザ、区こども家庭支援課、区福祉保健センター等と連携して事業を進めて参ります。

「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた港北区行動指針」推進の取り組みとして、地域ケア会議を通じて、地域住民と多種多様な機関(警察、コンビニ、銀行、郵便局、配食サービス事業所など)との地域課題の共有、新たなネットワークの構築が進められています。

また、サービスB通所型支援2か所(とりやまの郷、クローバー会)においては、協議体を重ね地域と課題や取り組みを共有しながら、活動支援を行っています。

地域包括システムの構築において、多種多様な機関・業種との情報を共有することで、地域資源の開発・地域支援が幅広く展開できるよう**取り組みと地域の方々への発信を強化**すると共に、さらなる発展を願い、**支援の網を巡らせていく事を常に念頭においた活動**をしていきます。

【まとめ】

城郷小机地域ケアプラザにおいては、城郷地区で行われている活動について、担当地域だけでなく区内全域へ広く周知し、ケアプラザの機能を十分に発揮しつつ地域包括ケアシステムを実現する為、様々な地域の福祉保健活動を支援してまいります。

地域の課題として、地域活動を担う人の高齢化が進み、担い手が不足していること、お隣同士の近所付き合いが少なくなっていること、これらに加え子どもが周囲を気にせず遊ぶことができる場所の減少や、子どもが地域住民と交流する機会が少なくなっていることが挙げられます。そこで閑静な住宅街の立地を生かし、老若男女問わず誰もが参加しやすい、「多世代コミュニティカフェ」や、学校地域コーディネーター、小中学校等との繋がりを深めていくことにより「地域の歴史や福祉についても学べる学習の場」のような活動拠点づくりの支援、また同時に、区役所閉庁後の福祉・保健の総合相談窓口としての役割を果たしていきたいと考えます。

地域を支える活動(ボランティア活動)を次世代にどう継承していくか、多世代へのヒヤリングや協議体での検討を踏まえ、地域の実情・これからの担い手が活動可能となる仕組みづくりを進めていきます。

城郷小机地域ケアプラザは、郷土愛を最大限尊重しつつ、**地域住民の視点に立った身近な存在として、気軽に相談できるケアプラザを目指します。**

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

行政や区社協、地区社協はもちろんのこと、民生委員や様々な支援団体、ボランティア団

体や近隣学校や地域のボーイスカウト等とも日常的な関係性を維持することによって、連携を確保することが肝要と考えています。

<地区社会福祉協議会>

城郷小机地域ケアプラザ所長を理事に加えていただいていることもあり、年1回の総会出席はもとより、常日頃から連絡・相談できる関係性を維持します。

喫緊の課題を「地区社協」に対する地域の方々の認知度や理解度の向上であるということがケアプラザと共有出来ており、今後の取組み課題のひとつと認識しています。

<他区を含む近隣ケアプラザとの連携>

城郷小机地域ケアプラザの現状としては、岸根公園を挟んで神奈川区の六角橋地域ケアプラザと子育て事業『オハナの遊び場』で共催活動、中学生ボランティア活動『ちょいボラサポーターズ club』で港北区東本郷地域ケアプラザや神奈川区菅田地域ケアプラザ、緑区鴨居地域ケアプラザとも連携して活動し次世代、のボランティア活動の担い手育成にも取り組んでいます。



オハナの遊び場

令和元年度は港北区大豆戸地域ケアプラザとも認知症支援活動『RUN 伴』で共催を探り、令和2年度には本格的な取組みを実施する予定もあります。

また、地域みんなの居場所「ホッとカフェ」を活動拠点としている介護予防・生活支援補助事業（サービスB）とそれに対するケアプラザの関わり方を学ぼうと、神奈川区の菅田や三ツ沢、六角橋、片倉三枚といった地域ケアプラザの生活支援コーディネーターが見学に訪れたりもします。

今後は逆に、フードバンク関連におけるケアプラザの関わり方を菅田地域ケアプラザなどから学んでいきたいとも考えています。



RUN 伴

<各支援団体との連携>

現状において、約200の支援団体との連携で様々な事業展開をしています。

さらに令和2年からの第4期横浜市地域福祉保健計画に先んじて、令和元年から地域ネットワーク構築支援事業（生活困窮者自立支援制度）を港北区からの受託という形で活動してきました。その活動を通して、それまでケアプラザとの関わりが少なかった支援団体ともつながることも目的のひとつとしています。今後のケアプラザとしての活動の幅が広がることを期待しています。

具体的には、今まではケアプラザとして関わりの少なかった障がいのある人の相談窓口「港北基幹相談支援センター海」や障がい者支援「大倉山相談室」、若者支援「サポートステーション」や「よこはま北部ユースプラザ」といった支援団体との新たなつながりを模索していきます。

<近隣学校との連携>

城郷小学校や小机小学校、城郷中学校といった近隣小中学校はもとより、神奈川県立みどり養護学校や横浜労災看護専門学校等とも入学式や卒業証書授与式、体育祭・運動会等に参加することで良好な関係性を築きつつ、「城郷中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会」「横浜市立小机小学校運営協議会」などに今後も継続的に参加することによって情報共有いたします。

城郷地区保護司との連携も徐々に深めていきたいと考えています。

港北区地域振興課や福祉保健課および港北区社協が運営事務局をになっている「港北区施設間連携会議」等にも継続して参加することによって、常に新たな連携先を求める姿勢も維持します。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

【地区センターとの連携】

城郷小机地域ケアプラザは同一敷地内に城郷小机地区センターが運営されており、地域の方によってはケアプラザと地区センターを同一視してご利用されている方も少なからずいらっしゃいます。

地域ニーズに対応するためには、地域の方々に施設の違いをご説明することよりケアプラザと地区センターが出来る限り協働していくことが近道であると考えています。その視点で様々な可能性を探った結果、令和元年度にはじめての大規模な共催イベント「福祉フェスタ・文化祭」が実現し、双方の得意分野を生かし不得意分野を補うなどの相乗効果が生まれました。具体的にはケアプラザは福祉保健活動についてより効果的な発表や周知の場を得ることが出来、地区センターは地域の社会資源と多くつながること



福祉フェスタ

が出来ました。

今後は共催イベントに留まらず、定期的な情報交換の場を持つことで連携体制を深めていくと同時に介護予防等の活動など、一体的に取り組める活動を探っていく予定です。

地区センターでは日常から運動や音楽、趣味活動など、多岐にわたるグループ活動や自主事業が行われており、地域の方の活動の場になっています。自主事業については、子どもから高齢者まで、様々な年齢層に合わせた事業が展開され、特に運動に関する事業においては、高い運動強度のものから軽いものまで、参加する方が自身の運動能力に合わせたプログラムが選択できるよう構成されています。そういった地区センターの取り組みについて定期的な情報共有の場を設けて把握することで、認知症や疾患や障害、加齢による機能低下等で、地区センターの活動に参加しにくくなった方でも通い続けられるプログラムをケアプラザとして提供していきます。

そうすることで、地域の方に対してケアプラザと地区センターで一体的な支援が提供でき、障害があったり虚弱になっても通い続けることができる場を目指します。

令和元年5月には合築している地区センターからの要望を受けて、地区センター職員向けに「サポーター養成講座」を地域のキャラバンメイトの協力を得ながら実施しました。ほぼ全員の職員さんにご参加いただき、関心の高さを感じました。今後もお互いの得意分野を生かしながら連携していく予定です。



地区センター館長と
ミズキーダンス

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

昭和59年4月に横浜市旭区で特別養護老人ホームを開設して以来、当法人は一貫して地域福祉活動の向上のために活動を進めてまいりました。一人ひとりの限りある生命を大切にすることでご高齢の方々が健やかで安心して暮らし続けられ、誰もがこの世に生まれてよかったと思えるホスピタリティ（おもてなし）を提供することが、当法人の行うべき福祉保健サービス業であると認識し、地域福祉の原点である地域に根ざした事業活動を展開しています。

【当法人の理念】

当法人は以下の理念を掲げて高齢者を中心とした介護福祉の活動を展開しています。

1 人間が主体である

子どもから高齢者まで、すべての方々が常により高い自己実現に向かって生活ができる環境をつくります。すべての方々のお一人おひとりがご自身の人生の主演となって、日々の生活を送られることを何よりも大切と考え、様々な側面からそのお手伝いをいたします。

2 連帯の輪を無限に広げていく

住み慣れた地域の中で、すべての方々が健やかで安心して暮らし続けるためには、行政やさまざまな団体など多くの人々が地域ぐるみで連携・連帯することが不可欠です。当法人は地域社会での交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指します。

3 日に日に新たな今日を創造していく

この世に生を受け人々は人生の旅路を歩んでいきます。歩みは誰とも代わるものではないものであり、一步一步は真にその人固有の価値です。

人生の一日一日がその人の心に叶うものであることを願い、私たちは共に歩みながら支援活動を続けます。

【活動テーマ】

天に星、地に花、人に愛

これは明治時代の文芸評論家である高山樗牛の言葉「天にありては星、地にありては花、人にありては愛、これ美しきもの最たらずや」からの引用で、私たちの世界の中にある美しさ・調和・豊かさ・潤いを表現したものです。

当法人が設立された昭和58年当時、老人ホームは社会から暗いイメージを持たれがちでした。そのイメージを払拭し、明るいホームのイメージを創っていきたいという思いを込め、当法人はこの言葉を活動のテーマに掲げました。

現在、当法人は施設・在宅介護および医療の各分野において、約3,000名の職員（登録ヘルパー含む。平成31年3月時点）が日々働いています。その職員一人ひとりがこの美しさ・調和・豊かさ・潤いを表現するため、自らのサービスの質の向上に努めています。

【シンボルマーク】

当法人のテーマである「人に愛」の、愛の象徴である「ハート」をモチーフとしています。当法人が展開する様々な事業活動を愛でつなぐシンボルです。



シンボルマーク

【“デス・エデュケーション”という考え方】

現代社会は、身近に「死」を実感しない社会になったといわれています。日本においては死の概念が希薄となり、死を得体の知れないものとする漠然とした恐怖から、死そのものを否定する傾向が生まれていると考えられます。そして、それは現代の介護現場においても同様の現象が見られます。

しかし、死の否定は暗に老いを否定することにも繋がると当法人は考えます。この為、誰も避けて通ることできない死と言うものを根底から見つめ直す「デス・エデュケーション (Death Education 死の準備教育)」という考え方を大切にしています。

この「デス・エデュケーション」は1960年代にアメリカで提唱された概念で、日本では上智大学のアルフォンス・デーケン教授が、1982年頃から「死の準備教育」を提唱したのが始まりとされています。「死を見つめることは、生を最後までどう大切に生きぬくか、自分の生き方を問い直すことだ」とデーケン教授は唱えており、これを高齢者介護の中で生かすべき死生観として、当法人は実践を重ねてきました。

デーケン教授は、「余命を宣告された人のケアの重要性」を訴えています。当法人は、この「デス・エデュケーション」という考え方を特別養護老人ホームの中で「療育音楽」、「語り部」、「CAPP(アニマルセラピー)」を通じて、また訪問看護ステーションや診療所においては、在宅における看取り支援を通じて実践しています。

老いを否定し、ネガティブにとらえることは、高齢者が主体性のない被保護者として扱われる結果を招きます。死という人生の最後にして最大のイベントを前に、それを迎えるご利用者の日々の生活が充実したものとなるようにできる限りのサポートをすることこそ、当法人が死と向き合う基本姿勢です。

地域ケアプラザは、子どもから高齢者までが支援の対象ですが、高齢者を対象とした事業においては「デス・エデュケーション」の考え方を活用していきます。

【“羅針盤”】

“羅針盤”というのは、当法人の基本コンセプトをまとめたカードです。名刺サイズに折りたたんで携帯できる形になっており、朝礼やイベントの際に用いられ、職員が当法人のコンセプトを再認識し、共有するためのツールです。

羅針盤には上記の理念・テーマの他、以下の行動指針等を掲げています。

思いやりのこもったマナーで最高のサービスを提供します

- 1 あたたかい心のこもったご挨拶で対応いたします。
 - ・明るい笑顔で自ら先に挨拶をします。
 - ・ご利用者をお名前(姓)でお呼びします。
 - ・立ち止まり、目を見て、声をはっきりと。
- 2 好感のもたれる身だしなみと態度で接します。
 - ・清潔な服装を心がけます。
 - ・背筋を伸ばした美しい立姿をします。
 - ・明るく親しみやすい態度で接します。
- 3 正しい言葉づかいをします。
 - ・敬語を正しく使います。
 - ・分かりやすい言葉を使います。
- 4 誠実な態度で電話対応をします。
 - ・明るく、ゆっくり、はっきりと、笑顔で。



羅針盤

- ・呼び出し音は2回、保留は20秒を限度とします。

【ヒューマンケアネットワークと地域包括ケア】

ヒューマンケアネットワーク（以下、「HCNW」といいます。）とは、当法人の事業コンセプトを形作る土台となる考え方です。以下に挙げる4つの項目を基本としています。

- ① 24時間、365日サービスを**提供する仕組み**を作る。
- ② 横浜市内全域でサービスを提供できるよう、**拠点を展開**する。
- ③ 単体ではなく、様々なサービスの組み合わせでご利用者の**生活全体をサポート**する。
- ④ 重篤な方、サービス提供が困難な方にもサービスを提供する。

このHCNWは先に述べた法人理念を法人全体の事業活動推進体系として事業を遂行して行く仕組みです。**HCNWは「介護保険の指定事業所」として約282の指定事業所（令和2年1月時点）**を配置することで構成されており、法人本部が全体を統括しています。各々の事業所は人事、資金、情報、教育等あらゆる活動面で連携連動しています。

一方、介護保険制度の中では平成24年度より「**地域包括ケア**」という概念を打ち出しました。これは地域密着型サービスの拡充、人々の生活をより包括的に守るケア、介護と医療の連携等のテーマを掲げているものですが、この地域包括ケアとHCNWは、その方向性が合致します。

現在、当法人ではHCNWに基づき、**介護**保険サービスのほか、障害者福祉サービス、**医療**サービス（診療所3事業所、訪問リハビリテーション2事業所）、**保育**（保育所4事業所）と様々な事業に取り組んでいます。特にケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護を一か所にまとめた「**三位一体型**」事業所は当法人の在宅サービスを象徴する事業形態となっています。



(2) 財務状況について

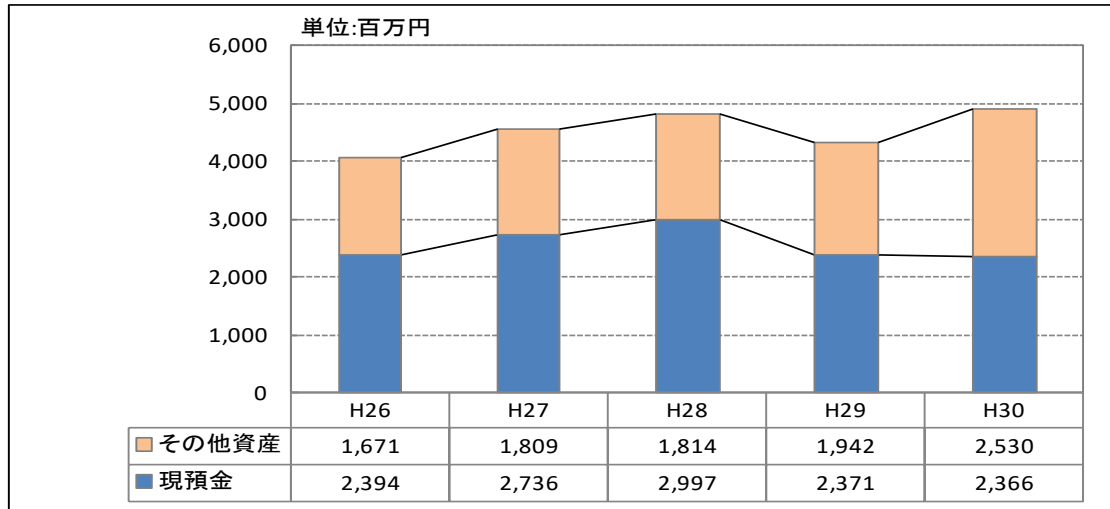
予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<p>○予算については、理事会の承認を得た計画を適正に執行し、各事業所も予算に基づく運営をしております。</p> <p>○法人税・消費税等については、每期適正な申告・納付を行っております。</p> <p>○財務状況においては、金融機関に頼る事無く、自己資金で健全な運営を行っております。</p> <p>○また毎年、次の通り事業所の開設を計画的に行ってまいりましたが、そのうえで、一定の資金確保を実績として残しております</p>	
<p>【平成 24 年度～令和元年度の新設事業所】</p>	
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○希望の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護)、 ○つくし保育園東戸塚 ○楠の大樹(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○横浜市笹野台地域ケアプラザ ○花の生活館・銀の舞・磯風の謡・桜樹の森・豊穰の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護) ○りんどう・すいせん(小規模多機能型居宅介護) ○さくら苑(訪問看護) ○銀の舞(訪問介護)
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○うの花(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園センター南 ○榎の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市白根地域ケアプラザ ○横浜市馬場地域ケアプラザ ○こでまり・ひなげし・しょうぶ(小規模多機能型居宅介護) ○榎の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (夜間対応型訪問介護) ○银杏の大樹・銀鈴の詩 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○水明の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・訪問入浴)
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○若草の丘(認知症対応型共同生活介護) ○ひめゆり(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園上大岡

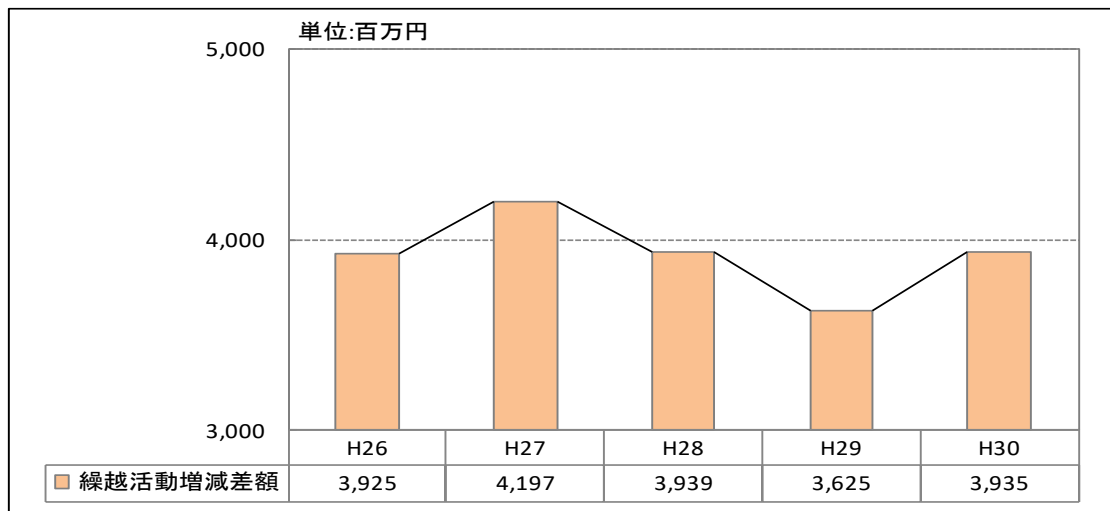
平成 28 年度	○ナース 2 4 港北(訪問看護)
平成 29 年度	○われもこう (小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園 戸塚
平成 30 年度	○椿の大樹 (居宅介護支援・訪問看護) ○瑞穂の大地 (認知症対応型通所介護) ○横浜市二俣川地域ケアプラザ ○相談支援センター銀の舞 (特定相談支援)
令和元 年度	○高津 山桜の森 (特別養護老人ホーム・従来型/ユニット型) ○高津 山桜の森ショートステイセンター (短期入所生活介護) ○やまざくら (小規模多機能型居宅介護) ○高津 山桜の森介護保険センター (居宅介護支援) ○みずほクリニック緑園都市 (診療所) ○翡翠の舞 (定期巡回・臨時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護)

○市内に施設・在宅サービスを広く展開しており、より多くのご利用者に関わることで、それぞれが利益を確保し、安定した経営基盤の礎となっております(次のグラフを参照)。

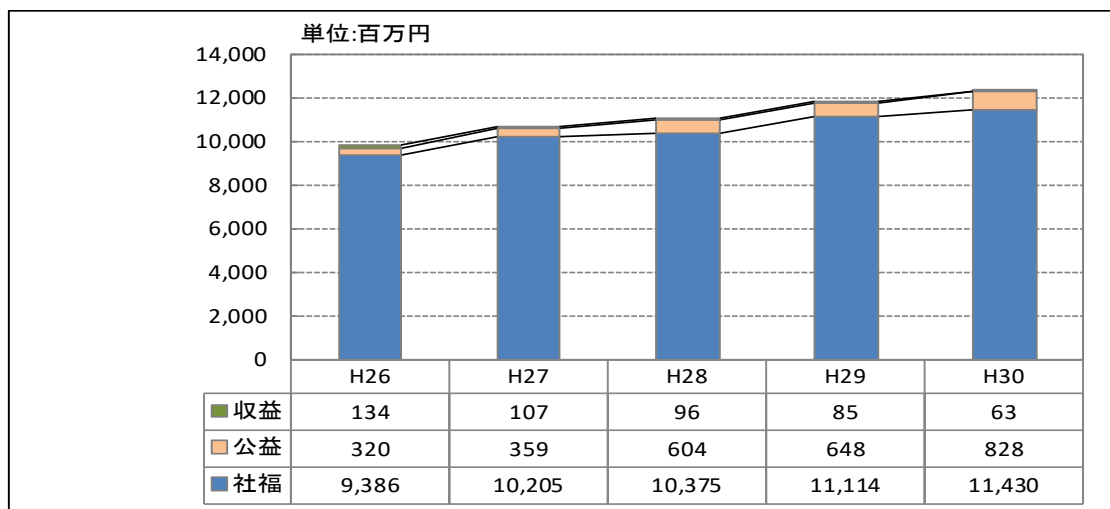
直近5年間の流動資産推移



直近5年間の繰り越し活動収支差額



直近5年間の収入推移



3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

法人全体の職員を視野に、新規採用のみならず異動人事を含めて、適材適所の人員配置を遅滞なく行っています。

現所長である武隈 評吾（たけくま ひょうご）の職歴概要は以下の通りです。

【経歴】

平成25年10月 社会福祉法人秀峰会入職 短期入所生活介護施設 花の生活館 配属
副施設長として勤務

平成26年 4月 短期入所生活介護施設 花の生活館 施設長に就任

平成30年10月 横浜市城郷小机地域ケアプラザ配属 所長に就任

その他

平成31年 4月 城郷地区社会福祉協議会 理事就任

平成31年 4月 横浜市小机小学校 学校運営協議会委員就任

直接、ご利用者と関わるサービス事業所で管理者として5年勤務した経験を、ケアプラザの円滑な運営にも生かして参りました。今後も地域に根差した福祉と保健の身近な拠点としての体制を確立していきたいと考えます。

【職員の適正配置】

① 地域活動交流及び生活支援コーディネーター、地域包括支援センターに係る職員の確保、配置

地域活動交流及び包括支援センターの職員は、地域ケアプラザの設置目的を理解し、地域に密着した身近なところで、地域福祉の向上のために積極的に課題にチャレンジしていく等の志を持った職員の確保が望まれると考えます。また、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターは、地域の方々の様々な福祉保健活動をコーディネートする役割があり、地域包括支援センターにおいては、地域の方々の様々な相談に的確に対応する等の役割があるので、それぞれに専門的な知識及び対人対応能力等が備わっていることも必要です。

特に、地域包括支援センターは、概ね中学校区程度（圏域高齢者人口6千人）に対し、原則、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師（経験のある看護師）3職種3人体制で、総合相談・支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業等の事業を進めながら、圏域内で発生する支援困難ケースを抱え、これを解決しなければなりません。このため、包括支援センターの職員には知識・能力の他、心身ともに健康でタフさが必要です。このような状況を踏まえ、当法人では、

法人全体の有資格者（令和2年1月31日現在の在籍者：ケアマネジャー402人、主任ケアマネジャー100人、看護師（正・准）351人、社会福祉士87人）から、その任務にふさわしい人材を選抜し地域ケアプラザに配置しています。城郷小机地域ケアプラザの職員配置にあたっては、このような考えに基づき必要な人員を確保し適正配置をして参ります。具体的には、法人職員の異動と新しい人材の採用を組み合わせ、当法人の理念・方向性をしっかりと受け継ぎつつ、区の運営方針、地域福祉計画に沿った事業運営ができる職員組織を構築します。

②居宅介護支援事業に係る職員の確保、配置

居宅介護支援事業に係る職員の確保、配置については、職員が、ケアプラザとは地域福祉の拠点施設であることを認識するとともに個々の利用者の最大限の満足度を目指す意識と行動が必要と考えます。このため、教育を受けた人材の定期的な採用を柱と考え対応してまいります。

特に事業所を一元管理すべき管理者については、法人内で研修を受け適任と認められた人材を軸に選考し決定する予定です。この対策として、ケアマネジャー有資格者402人より最適任者を選抜することができます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では職員の定着とES（従業員満足）向上を目的とした教育部を設置しており、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

1. 職員教育

1) 職場における教育

前述にありますHCNWの考えの元、当法人の事業所は、ある一つのサービスが単独で運営される事は極めて稀であり、通常は、異業種が一つの建物内に併設される複合事業の形態を採用しています。これは、各サービスの垣根を越えた顔の見える関係を作ると共に、異なるサービスの専門職同士で容易に事例検討等が可能な環境を提供する事も意図しています。そして、この検討の場は、多様な専門職が多角的視点により様々な知識・ノウハウを駆使して議論を行う場である為、職員相互に新たな気付きを与える教育ツールでもあります。このように、当法人においては、複合事業という職場環境そのものが教育の場として機能しているのが特長です。

2) 改善に係る発表の機会の提供

当法人においては、年に1回、職場における課題の改善に係る発表の場として、「研究改善発表大会」を開催しております。これは、PDCAサイクルに則り行われる日常的な改善活動について法人全体に向けて発表する事により、その事業所だけの財産にするのではなく法人全体の財産とする事を目的としています。そして、平成29年度より、サービス単位での発表を軸としていた本大会は、各地域全体での改善活動を公表する為の「地域包括ケア発表大会」へと昇華し、職員が地域課題をどう分析し改善に導くのかという点に重きを置きました。変化していく地域課題に向き合い、乗り越えていく原動力となるだろうと考えております。



発表大会の様子

3) 「羅針盤」の読み合わせによる理念の共有

当法人では、毎日の朝礼にて前述の「羅針盤」の読み合わせを行っております。多忙な日々を送る職員は、ともすると、法人としての支援に係る理念を失念し、主観的な支援方針に基づいてサービス提供してしまう可能性はゼロではございません。そのため、法人としての基本コンセプトをまとめた「羅針盤」を読み合わせる事により、客観的に定められた方針を念頭に活動できるようにしております。

2. 人事考課の実施

毎年度初めにおこなわれる出航の誓い（新年度開始における決意表明の会議）で事業所の方針、目標が表明され、これに基づき職員が個人目標を設定します。半期後に目標に対する振り返りとして人事考課票を提出し、これを基に職員と上司が面談します。期間中にできたことできなかった事を確認しながら、今後伸ばしていくこと等について忠告や指導を行い、次期につなげています。この繰り返しの通じて職員の育成を図っています。

1) 職員研修

職員研修は、法人本部教育部および各部署で専門性向上を目指した年間研修計画作成し研修を実施しています。教育部では法人全体に共通の階層教育を担当し、各事業部においてはそれぞれの業務に必要な専門教育を担当しています。

【教育部を中心に実施している主な職員研修】

- 中途採用者研修（入職月受講を原則に1回/月開催）
⇒法人理念・歴史、対人援助職の基本的考え方、接遇マナーを共有する。
- 管理/監督職研修（テーマにより実施 昨年実績14回）

⇒管理職、係長、主任級の指導者層を対象とした研修。毎年テーマにより、指導監督技法や組織運営に関する研修を行う。

- ・主な内容 苦情事故対応研修、ヘビークレーム対応研修、接遇マナー研修、現場力向上研修

○新任管理職研修

(任命時に適宜開催)

⇒新たに管理者に就任した職員に心構え、業務教育を行う

- ・主な内容 管理職としての心構え、業務教育(労務、総務、経理)

○新卒職員研修

⇒入職時及びフォロー研修(I・II)を行い、育成をサポートする

○事業所における研修

⇒法人主体の研修以外にも城郷小机地域ケアプラザ独自で年間研修計画を立てて居宅事業所や通所事業所も含め、合同での各種研修を実施します。

なお、地域活動交流・生活支援職員についてはコーディネート能力、地域包括支援センター職員については多岐にわたる技術・知識が要求されますので、市役所、区役所が主催する研修には必ず参加、市・区社会福祉協議会等主催の研修に可能な限り参加し専門性を養っています。



管理職研修

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検等)計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

【施設の快適・安全な利用】

横浜市の貴重な財産である城郷小机地域ケアプラザを預かる指定管理者として、利用者が施設を快適・安全に利用していただくとともに施設や設備の価値をできるかぎり維持できるよう、計画的かつ誠実に管理してまいります。

当法人が“羅針盤”(前述の2. 団体の状況(1)「団体の理念・基本方針・業務実績等について」参照)に掲げる当法人の5S(整理、整頓、清掃、清潔、躰)1U(美しい)運動を通じて、職員一人ひとりが施設管理への意識を高めていくとともに、利用者の視点に立った設備の安全、快適な環境、性能性及び快適性に配慮しながら、きめ細か

いメンテナンス対策を進めます。

【施設の維持保全】

施設（建築物、建築設備及び建築物の付帯設備）の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために、「維持保全の手引き」、「施設管理者点検マニュアル」等に基づいて、清掃、点検、運転・監視及び保守を実施し、施設の状態を正しく把握するとともに、適切な維持管理保全を行います。維持保全業務の遂行に当たっては、次の事項を踏まえ、**施設利用者の利便性・快適性の確保**に努めることを基本とします。

- ①関係法令を遵守します。
- ②施設を**安全、快適かつ衛生的**に保ち、利用者の健康被害の未然防止に努めます。
- ③施設の**機能及び性能等**を保つようにします。
- ④合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- ⑤劣化等による**危険・障害等の点検を行い、早期発見**に努めます。
- ⑥環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び**省エネルギー**に努めます。

日常点検として、「施設管理者点検マニュアル」に沿って確実に行います。定期点検については、専門業者に委託して実施する予定ですが、点検結果等については、市の関係部局や港区役所に必要に応じて報告するとともに、年間計画を作成し、点検基準に基づき管理します。

設備管理は、適正運転がなされるよう専門業者に委託し、各種点検・検査や測定・記録を行うとともに、安全上、防災上、衛生上の設備基準等の法令に基づいた管理を徹底します。また、運転等に当たっては、無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めます。

城郷小机地域ケアプラザは2004年8月の開所以来15年が経過し、施設の様々なところで修繕が必要になっています。最近では給水管やトイレをいった水回り関連の修繕が目立ってきましたが、施設の修繕については小修繕を適切に実施し、大規模修繕等については、設置者の市と協議して対応を図ってまいります。

また、建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研修」や水道局サービス推進課で開催する「水まわり器具のメンテナンスセミナー」等にも今後とも積極的に参加し、最新かつ適切な情報入手に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、環境創造局環境エネルギー課が実施する省エネ診断（令和元年7月4日受診）等も積極的に参加し、省エネへの取り組みを確実に実施します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

【事故防止対策等】

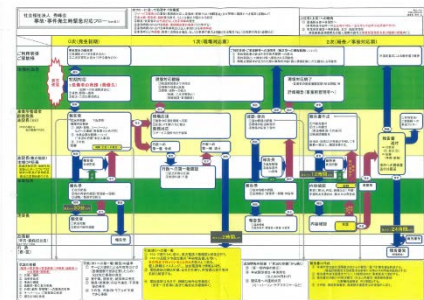
ケアプラザ内のリーダー会議で、事故防止、感染症対策、労働安全衛生等をテーマに対策を検討し、各部署会議で対策の徹底を図ります。また、過去に発生した事故や年間約200件程度報告されるヒヤリハットの内容をもとに原因分析を実施し、必要に応じて改善するとともに、職員研修を実施し、事故防止の徹底を図ります。

毎月、区役所経由でご連絡頂ける以下の情報についても会議で共有し、常に事故防止の意識付けを継続しています。

- ・【記者発表資料】事務処理ミス等の状況について
- ・地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について（通知）

ケアプラザの貸館利用者については、災害時の避難誘導の手順、利用者へ火器使用の際の注意喚起、爆発物、危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気ガスの消し忘れ等をチェックリストにして点検を利用者に周知するとともに、職員もチェックリストを用いて日常的に**巡視点検**を行い事故発生防止に取組みます。

また、万一事故または事件が発生した場合は当法人で定められている「発生時緊急対応フロー」及び「事故発生時の報告の流れ」に従って適切な緊急時対応及び関係部署への遅滞ない報告を怠りません。



事故・事件発生時緊急対応フロー

【防犯対策】

防犯活動が積極的に行われている城郷地区において、ケアプラザも**地域防犯の取り組みに参加し施設の安全はもちろん、安心して安全な地域づくりに貢献**します。日々の業務の中では会館前、開館時間内、閉館前に職員による施設回りの見回りを行い、未然に危険察知できるよう努め、不審者や危険物等に注意し、城郷小机地区センターと連携しながら施設を含む周辺地域の安全確認を行います。無人時の施設管理においては警備会社と連携し防犯カメラ等の設置も含め遠隔機械警備にて安全管理を行い防犯に努めます。ヒヤリハットなどの取り組みを積極的に行うことで、未然の事故防止に努めます。

また法人内他事業所で発生する事故事例を共有することで、具体的な事故防止の意識を高めていきます。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓

練等) について、具体的に記載してください。

【発災に備えた事前準備】

事故発生後の対応については遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した**法人統一の事故対応マニュアル**を用いています。

また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡システムを確保するとともに任意での職員家族への連絡体制も確保しています。

【福祉避難場所】

横浜市の標準マニュアルを元に、城郷小机地域ケアプラザでの設置マニュアルを定めています。開設が必要になった際には区に設置される防災本部と連携し、適切に開設・運営できるよう、このマニュアルを職員間で情報共有しています。

市内全域で活動を展開する法人の特色を生かし、法人職員が所属事業所に関わらず、横断的に住居近隣の事業所に参集することにより、必ずしも交通機関に頼らずとも一定数の職員参集が可能な体制づくりに努めます。

また、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が実施している「福祉避難所情報共有システム」を活用し、発災時にも行政との遅滞ない情報共有と連携によって福祉避難所としての適切な対応を行います。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

【地震対策】

東日本大震災を受け、当法人では今後想定されている横浜市直下型地震等に備え地震対策を見直し「**地震防災対策(方針)**」を策定しました。施設の安全対策、飲料水・非常用食料等の備蓄、職員参集・活動計画・防災訓練、関係機関及び入所(利用)者家族との連絡体制、地域との応援連携と施設内活動要領の作成などについて定めるとともに、各施設において次の対策を実施しました。城郷小机地域ケアプラザにおいても、同様な対策を行います。

- ・ 備品/家具類の転倒防止、落下物対策

- ・飲料水、非常用食料等の備蓄
（福祉避難所応急備蓄物資に追加して、職員全員分の1日分の食料を常備）
- ・地震対策マニュアル作成（訪問系と施設系の事業の違いに沿う、職場ごとのもの）

発災時の対応としては、法人内全事業所にて地震災害時参集訓練を実施しており、法人職員が指定された自宅より最寄りの事業所・施設に参集し、午前6時に震度6の地震が発生した事を想定して非常時のとるべき行動について確認、訓練を行い、災害伝言ダイヤル等より災害対策本部の指示確認、被害状況報告を行っております。



参集訓練

また、地域ケアプラザの運営にあたっては、物理的な拠点だけでなく、非常災害情報という観点における拠点としても機能できるよう、横浜市が非常災害時の情報収集及び発信手段の確保を目的として協定を結んでいる横浜市アマチュア無線非常通信協力会との連携についても検討しております。

年2回の災害時訓練を実施し、常日頃から発災時の対応確認を実施しています。令和元年度は横浜市港北消防署小机出張所長からの協力を得ながら「AEDの使用訓練」と「ご利用者にも参加いただいた避難訓練」「水被害を想定した避難訓練」を実施しています。

なお、当法人では、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）に伴う災害に対し、その被害が甚大である事から、当法人及び当法人職員は、被災地の早期復興の一助となるべく、「被災地災害支援活動」を行って来ましたが、現地の方々から直接お話しを伺うと、その厳しさに胸を締めつけられる様な思いがありました。被災時には、被災地にある施設に対して、被災していない県外施設から介護職員の応援を受ける事により、被災地域の職員は地域の支援に集中して尽力できる災害時広域支援体制の整備に今後も努めて参りたいと強く思っております。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域包括支援センターにおいては、横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱にて、職員の責務として「包括センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない」とされており、また、居宅介護支援事業者においては、横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例において、「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立

場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。」とされており、これらの遵守は利用者による適切な自己決定権の確保という観点から最重要課題の一つと考えています。

以上を前提として、次の点に留意しつつ対応致します。

- ① 相談者の住所地、心身状況、世帯状況、経済状況、意向等を聞き取り、これらを踏まえつつ、相談者にとってより利益となるであろう介護保険サービス事業者等を含めた社会資源、社会保障制度等を分かりやすく説明し、**複数の選択肢を提示**します。
- ② 選択肢の提示の際には、市発行の情報誌「**ハートページ**」を活用し、さらに各事業者パンフレットや公的機関による公開情報をくわえて、口頭だけでなく、書面（もしくは、タブレット端末における画面上）による視覚情報も交え可能な限り分かり易い説明を致します。利用者及び家族が**ご自身の希望に沿った事業所を選択**するお手伝いをします。

利用者が自己決定にて選択したサービス提供事業者についても、利用者が望むサービスを受けられないと考えるときには、契約を解消し、新たなサービス提供事業者を選択可能である事を説明致します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

城郷小机地域ケアプラザでは、満足度の高いサービスを提供するため、来所者に対して笑顔で挨拶、そして日常的に声掛けを実施するなど、良好な接遇態度と来所者とのふれあいを基本として、深い信頼関係を築いています。常に地域の視点に立ち、来所者の声に耳を傾け、施設を取り巻く社会環境の変化を感じながら利用者のニーズ把握に努めます。

【利用者ニーズの把握】

1) 利用者ニーズの整理

個別ニーズ、地域共通ニーズ、団体・機関活動ニーズに整理して対応いたします。

2) 利用者ニーズの把握方法

1. “待ち受け” のニーズ把握

地域交流室の利用者、地域包括支援センターの総合相談窓口の利用等、城郷小机地域ケアプラザに来所される利用者から持ち込まれる利用者ニーズを把握していきます。

2. 毎年、利用者満足度アンケート（通所、居宅事業所は介護保険制度に基づくアンケート）を実施し、分析結果を業務改善に生かしています。

3. “御用聞き” のニーズ把握

自治会、民生委員・児童委員協議会、老人会クラブ等の会合に出席させてい

ただき、広報紙やチラシを配布して、事業等の広報とあわせて地域ニーズの把握を行います。また、港北区役所地区担当や港北区社協地区担当、近隣の関連施設からの地域情報収集を積極的に行います。

4. “アンテナ” のニーズ把握

文献、インターネット情報等を検索して城郷地区の社会資源の成り立ち等を歴史的に振り返りながら地域活動の変遷、地域ニーズの変化を学び、現在のニーズ把握に繋げていきます。

3) 利用者ニーズによる課題の解決、改善

地域ケアプラザの運営協議会は議題を審議する場であると共に、地域ニーズや課題解決をすすめていくための話し合いの場でもあります。把握した課題を分析、分かりやすく提示して地域の話し合いのなかで解決していけるように支援してまいります。

ケアプラザの各室にもご意見箱を設置し、ご意見を自由に記入していただき、集まったご意見には誠意を持って対応していきます。

【利用者の苦情対応】

ご利用者及び地域住民の方から苦情をいただいた場合、内容は市役所・区役所に書面をもって報告するとともに、**真摯に受け止め誠意をもって対応する姿勢**を職員一人ひとりに教育します。所長を苦情解決の総括責任者とし、各部門の管理者を苦情受付・解決責任者として、次の点に留意し心のこもった対応と速やかな解決を図るようにします。

○苦情内容は記録として残し、関係者の会議で要因分析を行なって対策を検討すると共に再発の防止につとめます。

○当法人の設置している第三者委員会により、重要課題については連絡、相談をとり、適切な対応・解決に結びつけられるよう取り計らいます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報の管理の方針】

地域ケアプラザにおいては、施設利用の方々の多くの個人情報を保有することになります。このため、「個人情報の保護に関する法律」等の法令、厚労省のガイドライン、横浜市の「個人情報保護条例」を遵守します。また当法人の「個人情報保護に関する規程」に従って利用者の権利・利益を保護するために、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を「個人情報保護に関するマニュアル」に定め、職員に対し研修を実施します。

（「個人情報保護に関するマニュアル」概要）

・「個人情報保護チェックリスト」を用いて、居宅介護支援事業職員は年2回以上、そ

の他の職員は年1回以上、セルフチェックを行う。

- ・ 個人情報を業務上必要な関係者以外には伝えない。
- ・ 個人情報を得るときは使用目的を明確に伝え、了解を得る。
- ・ 個人情報は業務上必要性がない者が閲覧等出来ないよう厳重に保管管理する（夜間等、不在時施錠、机上放置不可）。
- ・ 情報の伝達などに当たっては複数回のチェックを行ない、個人情報の漏れやFAXの誤送信等がないように留意する。
- ・ 不要の持ち出しを禁ず。

【職員研修等】

- 職員を採用した時には、「個人情報の保護に関する誓約書」の提出を求める。
- 採用時研修で個人情報の保護について、全員が受講する。配属後は、年1回以上職場研修を行う
- 他事業所等の個人情報の漏洩事例については、所属別会議（欠席者には事例回覧）等で周知するとともに注意を喚起する。
- 個人情報の保護に関する法律等の法改正に速やかに対応できるよう、所属別研修等で内容及び留意点を周知する。



職員研修

【情報公開】

- 市の指定管理料等によって運営されている地域ケアプラザの事業は、広く住民に状況が開示されることの重要性を理解し、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じ適正な対応を行います。
- 広報誌「城郷だより」（毎月1回発行）でケアプラザの運営状況等を公開しています。また、法人公式ホームページ等で地域ケアプラザ事業の紹介などを行ってまいります。
- 運営状況等の情報公開については、内容を充実させ、アクセスし易いホームページを作っています。

○介護サービス情報の公表では、神奈川県
の指定機関による確認を経て開示
します。

○ケアプラザ窓口には、事業計画書、事
業報告書、予算決算書、第三者評価書
等をカウンターに常時備え付け、閲覧
に供します。

○年に2回のケアプラザ運営協議会を
開催し、運営委員の方々への活動報告
を行うとともにご意見をお寄せいた
だき改善に努めます。



ケアプラザホームページ

【人権尊重】

横浜市人権施策基本指針に沿った取り組みをしま
す。

具体的な取組みとして、近隣の小机小学校と城郷小
学校の5年生を対象とした認知症学習として「認知症
サポーター養成講座」を実施しています。子ども達向け
に寸劇やクイズを取り入れ、わかりやすい講座を地域
のキャラバンメイトの方々で試行錯誤しながら進めて
います。また会場には、地域が一体的に協力し合う城郷
地区支えあい連絡会の方々にもご参加いただき、地域
全体で子ども達を見守る体制づくりもしています。

令和2年度は城郷中学校の生徒に対しても認知症へ
の正しい理解を促す活動を模索し、学校長とともに協
議していきます。



認知症サポーター講座

私たちは、個人情報だけでなく、プライバシーそのものを扱う事業であり、多大な責任
とリスクを負っています。地域住民の方に損害を与えず、信頼され続けてもらう為にも、
前項の個人情報保護の取組と一体的に、プライバシーの漏えい防止に努めて参ります。

また、港北区役所をはじめとした行政だけでなく、民生委員・児童委員の皆様からの情
報も定期会合や随時の相談により積極的に収集し、地域住民の方々の人権侵害に係る**早期
状況確認**、速やかな**関係機関への連絡**、そして、**対応実行に繋げて参ります**。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境問題は、地球の温暖化が地球規模となり、ますます増大する廃棄物は時間的空間的に広がる等、今や環境への配慮を欠いては、私たちの生活は成り立ちません。横浜市はISO14001に取組まれ、環境方針で理念及び基本方針が出されています。公の施設である地域ケアプラザもこれに基づき取組みますが、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践することが肝要と考えます。

【環境への配慮について】

1) 横浜市のごみゼロ「ヨコハマ3R夢プラン」の理解と実践

横浜市のG30に続く、「ヨコハマ3R夢プラン」の理解に努め、更なるごみの減量とリサイクルなどで発生するCO₂などの温室効果ガスの削減に努めます。

①リデュース(Reduce)

ごみのモトになる無駄づかいを減らします。出来るだけ物は購入しない。特に、OA機器の普及に伴ってコピー用紙などが増える傾向がありますので、購入量をチェックするなど、紙の使用量の削減を図ります。購入する場合は、中古品、リサイクル品、グリーン購入適合品を必要な分だけ購入するようにします。購入したものは出来るだけ長く使います。

貸館業務では、ごみの発生抑制を会館利用者にお願ひします。(例:使い捨ての割り箸や容器は使わず備品の箸や容器を使う)

③ リユース(Reuse)

物品を購入する場合は繰り返し使えるもの、不要紙の裏紙の利用、広告から屑かごに利用等、小さなことでも徹底した取り組みによって、職員にゴミの減量化を意識づけます。法人では各事業所で不要になった什器、備品などについては、法人独自のリサイクルシステムを設置し、各事業所からの不要品をリスト化し、必要な事業所で再利用を行っています。

③リサイクル(Recycle)

廃棄する場合、全職員が分別を徹底すると共に収集等に携わることで事業の意味を周知し、徹底を図ります。

2) 電気・ガス等エネルギーの使用の削減

①電気等エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。

②空調設備の運転は、冷暖房の設定温度を夏季28度、冬季20度を目安に設定して省エ



ネ運転を行います。服装等はクールビズ、ウォームビズで対応します。

- ③昼休みなどは**使用していないOA機器の電源**を切ります。
- ④不要な照明などはこまめに消灯する事を徹底します。
- ⑤館内掲示等で、施設ご利用者へ向けて**省エネ呼びかけ**を励行します。

3) 建物内外の整備

- ①**5 S (整理、整頓、清掃、清潔、躰) 1 U (美しい) 運動**を推進します。5 Sの取り組みによって、来訪者が気持ちよく活動できるようにします。
- ②市民として、地域清掃に参加すると共に、ケアプラザ周辺の道路等の清掃を行います。

【市内中小企業優先発注について】

横浜市においては、横浜市中小企業振興基本条例において、「市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種においてしない経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横浜市の発展に大きく寄与してきた。」「市内経済の持続可能な発展のためには、**中小企業の意欲的で創造的な活動を支援する事が不可欠である**」との考えが示されています。

こうした背景のある中小企業のさらなる発展に寄与するべく、市内、とりわけ城郷小机地域ケアプラザ担当地区内にある**中小企業に施設修繕や備品購入等の発注を優先的に行います**。具体的には、横浜市ホームページなどから得られる市内業者一覧の中から、特にケアプラザ近隣にある事業所等をリスト化し、日常的な物品調達、役務委託等を依頼できるようにいたします。

また法人の経理規程に基づき、一定条件下においては相見積もりを採る事で、不要な経費増額を抑制します。

【男女共同参画推進について】

横浜市においては、第4次横浜市男女共同参画行動計画にて「男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現」を目指しているとされており、私たちは当該行動計画の主旨に則り、性別によるあらゆる差別を排し、機会の平等を推進します。

具体的には、「横浜市男女共同参画推進条例」に準拠する方向性をもって、職員は市の**男女比目標を上回るよう採用、配置計画を進めます**。当法人では看護師、ケアワーカー等を中心に**多くの職員が出産・育児休業を取得**することから、ケアプラザにおいても（職種にこだわらず）こうした休業を本人の希望に基づき取得できるよう支援します。また育児、介護等の休業については男性も積極的に取得できるよう、人事管理を行う所長だけでなく法人本部の人財部（＝人事部）においても**相談を受けつけています**。

その他、下記の各点に取り組みます。

- ① 配属及び勤務時間、勤務日数において、**育児、介護等の家庭の事情を考慮する。**
- ② 男女別による画一的な業務指示を排し、**個々の人間としての能力を見極めつつこれを行う。**
- ③ 各種行政サービス、法人規則を活用し、就業困難な事由が発生しても、**可能な限り継続就業**できるよう配慮する。

【障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達について】

横浜市においては、「横浜市における障害者就労施設等からの優先調達方針」にて「本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る」とされており、更に、「横浜市が障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資する」としています。

障害を持つ人とは、概論的に定義づけるならば、様々な理由から社会生活や日常生活を送るのに支障がある方という事になると思われませんが、そうではない健常者と言われる我々も、後天的に今日にでも障害を負う可能性があり、「障害者の自立」は、まさに**未来の我々の人生にも大きく関与するものであります**。障害者の方への自立支援に係る環境を整える事は、横浜市民全体の将来的な課題への予防的施策と捉え、私たちは障害者就労施設より積極的に物品調達を行います。

平成16年度から城郷小机地域ケアプラザでは、地域の障がい者作業所の方々の社会参加支援を目的に障がい者地域作業型生活支援団体「ごぼうハウス」と連携して、区からの承諾を得た上で週に一度、ケアプラザのエントランスで手作りお菓子販売「ごぼうハウス」を実施し、広報やPRという面でも支援しています。

年間で45回前後の活動実施で600名程度の購入があります。



ごぼうハウス

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

【貸館稼働率】

現状の稼働率は右表のような状況にあります。駅から近い立地を生かし、かつ交流センターとの連携によって、さらに稼働率を伸ばしていきたいと考えます。

貸館稼働率	H30	H29	H28
多目的ホール	65%	64%	66%
調理室	25%	26%	27%
ボランティアルーム	49%	46%	42%
地域ケアルーム	39%	41%	34%

以下のような様々な取組みにより、夜間の貸館をさらに伸ばすことによって多目的ホールの稼働率70%を狙えると感じています。

【周知活動】

貸館の少ない曜日や時間帯のご利用を地域の各活動団体やサークル等におすすめし、できるだけ空き時間のない貸館室の有効利用を進めるよう努めます。



登録団体説明会

登録団体説明会で、「ご利用の手引き」を登録団体に配布し、ケアプラザの利用方法を分かりやすくお知らせします。説明会に参加できなかった団体にはコーディネーターが個別にご説明します。説明会では団体同士が互いに活動を紹介したり、ボランティア活動を募集したりできるようなお知らせをする時間を設けます。また、地域に向けて活動の周知を行いたい団体や関係機関（子育て支援拠点など）の情報を提供いただき、サークル立ち上げ支援も含め、ニーズのある活動が活性化するよう努め、活動場所を提供します。

【魅力ある自主事業を企画実施】

魅力ある自主事業を企画実施することで、来館者の増加を目指します。年間30程度を目標として自主事業を企画し、更に自立化を促して定期利用につなげるなど、利用率の向上を目指します。

地域や利用者のニーズにあった魅力ある自主事業を企画します。特に城郷地区は小机城址をはじめとした歴史があり寺社、史跡など歴史的資産が豊富な地区で、これらの歴史を伝え郷土愛を育むことができる自主事業を企画します。

春の城址まつり、7月の盆踊り、9月の神社祭礼、敬老会、10月の健民祭等、地域イベントに合わせた自主事業や、高齢化だけでなく若



城址まつり

い世代も増加している地域の現状を踏まえ、世代間交流を図る事業も積極的に企画実施します。

【夜間や土・日曜日などの利用促進】

これまでの運営支援で、「骨盤ヨガ（体操）」「小机ボーイズ（ウクレレ）」「小机ゴスペルクラブ（音楽）」自主事業からグループ化となった「つばさ塾（ウクレレ）」などが夜間に貸館を利用する自主運営のサークルとして活動しています。今後も自主運営サークルを立ち上げる際の流れや内容を記載した資料を配布し、個別に相談をすすめて立上げ支援を行います。

夜間に参加しやすい方のご利用促進に努めています。引き続き夜間の利用が少ない状況を考慮して自主事業を企画し、利用促進に取り組みます。

具体的には昼間就労している方々を対象とした企画等で、若い世代の健康増進の意識向上等にも繋がるよう、有益な情報を伝える取組みを進めます。

土・日や祝祭日には、小中学生等就学年齢層及びその保護者が参加しやすく、かつ魅力ある企画を実施して利用の拡大を図ります。

様々な媒体を積極的に活用し、利用される方々に情報を提供します。



「つばさ塾(ウクレレ)」

【ホームページの充実】

当法人7地域ケアプラザのホームページでは、施設の概要と催事の案内を中心に行ってきました。城郷小机地域ケアプラザにおいても、施設で活動されている状況や利用者の声（感想やメンバーの募集等）、ケアプラザからのお知らせ等有益な情報提供等、**魅力あるホームページの充実**に努めます。

【広報誌「城郷だより」の発行】

魅力ある広報誌「城郷だより」を毎月発行し、ケアプラザの事業内容や各種講座・イベントなどをPR、紹介しながらご利用の促進を図ります。

現在は8町内会と1自治会をはじめ区内ケアプラザや近隣区外ケアプラザ、養護学校を含めた近隣小中学校や高校、病院や薬局、交番や駅にも掲示等の協力を呼び掛けています。

【各種媒体の活用】

利用促進に繋がる各種媒体の活用として、自治会町内会の**掲示板**に有益な情報として広報誌の掲示をお願いするとともに、ケアプラザ館内に掲示、他施設・機関に送付等により

PRしてまいります。地域内の**民生委員、学校、ボランティア**等へ直接訪問のうえ、情報提供や利用促進を図ってまいります。

【魅力ある自主事業を企画実施】

魅力ある自主事業を企画実施することで、集客を図ります。**年間30程度**の自主事業を企画し自立化を図り、これによって利用率の向上を図ります。**地域や利用者のニーズ**にあった**魅力ある自主事業**を企画します。

【障害児(者)の支援による利用の促進】

障害を持つ児童、生徒を支援する自主事業は、小机小学校、城郷小学校、城郷中学校等の小中学校の個別支援学級や私立盲特別支援学校や横浜健育高等学院等と連携して企画し、実施します。また、余暇支援事業の運営については、地域住民のボランティアの方々に関わって頂くなど、相互理解を深めひとりの人間として交流する場を提供する観点から、企画を検討していきます。

平成22年に城郷地区社協と連携して立ち上げた障がい児余暇支援「しろさと放課後プラザ」も継続して取り組んでいきます。

【子育て支援による利用の促進】

乳幼児の養育者ニーズを適切に把握・理解し、交流の場（子育てサロンなど）の提供、子育てに関する相談（認可保育園から保育士を招いての子育て相談等）、子育てに関する情報のホームページや広報誌等を通じた提供を実施します。また、養育者の育児不安の解消や育児力の向上を図るため子育て中の親子を対象とした自主事業に取り組みます。



子育て支援「パパと遊ぼう」



子育て支援「おも城チャッチャひろば」

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

【考え方及び提供方法】

晩婚化や女性の就業率上昇に伴い、高齢介護と育児は切り離す事が出来ない生活課題がありますが、これに障害などの要素が加わる事も決して珍しくなく、この場合における主たる介助者の心身の負担は相当なものであります（当然、そのような介助者から支援を受ける被介助者も同様に負担を負う事になります）。さらに、そのような状況下において、地域から孤立した状態に陥れば、その発見が遅れば遅れる程深刻な事態を招きかねないのが実情です。このような認識である事を前提に、次のような情報提供・またより良い情報提供が可能となるような取り組みを行います。

- ① 公的サービスは当然の事、諸問題を抱えた者同士を繋ぎ、ピアカウンセリング（当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話しあうことにより、辛さを分かち合い、助言しあっていく）効果を期待できる家族会等のインフォーマルサービスの情報についても、行政等関係機関との連携により**最新情報を取得しつつ速やかに情報更新**を続ける。
- ② 民生委員、港北区役所担当ケースワーカーとの間で問題を抱える地域住民に関する情報交換を定期的に行い、コンタクトを取るべき方々について把握し、可能な限り**早期の訪問を開始**する。
- ③ 客観的に支援を必要とする状況だとしても、個々の世帯により異なる事情や長い年月を積み重ねて育まれた生活様式や人生観、価値観があることから、拒否や反発を招きやすい画一的な指導的対応は避け、**共感的姿勢で接することで信頼関係の醸成**を行いつつ、それぞれの事情に応じた**解決策**を示していく。
- ④ 上記③と同時並行で、各関係機関と情報共有しつつ**多角的な視点**で検証する。これにより、より良い対応を常に追求し、独善的な対応とならないよう支援内容について客観性を担保する体制を採る。
- ⑤ 一つの事例について区役所内の複数部署を横断するような複合的課題を持つ場合は、関係部署間を**仲介する役割**を担う。
- ⑥ 介護・育児・障害のいずれか、又は複数の課題を抱える場合、これに付随して各種の虐待や貧困等の課題をも併存している可能性があるため、介護・育児・障害だけでなく、**権利擁護や生活保護、消費者問題**等にも可能な限り精通するべく、各職員への研修受講を計画する。
- ⑦ 上記①～⑥にある支援の積み重ねにより、地域に特徴的な課題の有無を分析し抽出する。これにより、地域課題を把握し、新たな支援モデルや行政サービスの開発に寄与する。

【地域ニーズの把握】

城郷地区の一部ではマンション等の集合住宅が増えていることもあり、子育て中の世帯の流入も増え地域になじみの無い母親も多く、生活や子育てに不安を感じているとの意見もあります。したがって今後、高齢化率の上昇による高齢者支援だけでなく、子育て支援のニーズも高まってくるものと考えられます。

上記の観点から、地域ケアプラザとしての取り組みとして、**世代間交流の機会提供、居場所の提供、各種行政サービス**等の情報提供を合わせて行うべく、**子供と高齢者の共同参加型自主事業**（工作活動、食事会、昔遊び等のレクリエーション）を企画しつつ、子供に同行する若い世代の親に介護サービス、子育て支援サービスの情報を提供すること等が考えられます。



たまりBAこづくえ

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザは、公の施設の管理者として横浜市から指定されたものであり、横浜市基本構想、市、区、地区の地域福祉保健計画を実現するため、ケアプラザの役割を踏まえ、関係機関の情報を把握し、連携して、地域ニーズに即した管理運営を行なう必要があると考えます。

【地区センターとの連携】

城郷小机地域ケアプラザは同一敷地内に城郷小机地区センターが合築しています。

令和元年度は前述のとおり、11月の「福祉フェスタ・文化祭」を綿密な打ち合わせを重ねたうえで合同開催しています。今後はそれにとどまらず、四半期ごとの情報共有会議を実施し連携を深めていきます。

地区センターでは運動や音楽、趣味活動など、多岐にわたるグループ活動や自主事業が行われており、地域の方の活動の場になっています。自主事業については、子どもから高齢者まで、様々な年齢層に合わせた事業が展開され、特に運動に関する事業においては、高い運動強度のものから軽いものまで、参加する人が自身の運動能力に合わせたプログラムが選択できるよう構成されています。そういった地区センターの取り組みを定期的な情報共有の場を設けて把握することで、認知症や疾患や障害、加齢による機能低下等で地区センターの活動に参加しにくくなった方でも通い続けられるプログラムをケアプラザとして提供していきます。

そうすることで、地域の方にとってケアプラザと地区センターによる一体的な支援が提供でき、障害があつたり、虚弱になっても通い続けることができる場を目指します。



福祉フェスタ

【行政機関との連携】

月1回の定例カンファレンスでの情報共有はもちろんのこと、所長会や各職種連絡会に積極的に参加し、日頃より遅滞なく報告・連絡・相談を徹底します。

また、健康福祉局生活支援課からの「地域ネットワーク構築支援事業（生活困窮者自立支援）」、環境創造局環境エネルギー課からの「省エネ診断」、政策局共創推進課からの「指定管理者の管理運営状況に対する管理運営状況のモニタリング及び評価に関するヒヤリング」など行政機関から協力要請があったものに関しては、他ケアプラザに先駆けて積極的に協力していくことで、城郷小机地域ケアプラザのみならず区内ケアプラザや市域ケアプラザ全体の円滑な運営への貢献にも微力ながら取り組みます。

【福祉・保健・医療機関等との連携】

高齢者虐待等については社会福祉士が区役所その他関係機関と連携して取り組み、対応していきます。

医療保険制度改正による在院日数短縮や介護保険制度改正もさる事ながら、国全体で推し進めている地域包括ケアシステム実現には、医療と介護の連携がさらに重要となるため、**区医師会との連携のための情報交換**等を行ってまいります。

かかりつけ医、家族、区役所等との**橋渡し**をしてまいります。

また、一人暮らしの高齢者の急変時の事態等も病院と連携して対応いたします。更に、要介護状態の退院者の介護申請代行、受入場所の確保等、病院と連携して対応いたします。

地域中核病院等は広域的位置にありますので、上記の取組は地域の介護/医療ネットワークの一部として参画し、同様な「医療と介護の連携」を実践できるようにしたいと考えます。

今後、自宅で最期を迎えられる方々は増え、在宅看取りを支えるためニーズは増加すると考えられます。

在宅看取りの場合、訪問診療医、訪問看護師、薬剤師、医療機器メーカー、訪問介護、福祉用具貸与などの医療・介護事業者だけでなく、ご逝去後の段取りについて支援してくれる葬儀屋や相続関係を取り仕切る司法書士などの法律職、残された家族を支える家族会など、非常に多様な職種や立場の方が関わります。

これらの方々が一つのチームとして円滑にご本人やご家族を支援できるよう、**顔の見える関係に代表されるネットワーク作り**に努めます。港北区では医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅医療相談室、ケアマネジャーが中心となり「高齢者支援ネットワーク」として活動しており、区内包括の主任ケアマネジャーが中心に協働しています。また、「医師とケアマネジャーの意見交換会」を開催し、訪問診療医とケアマネジャーの連携促進に努めています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

【自治会・町内会との連携】

地域ケアプラザは地域の方々とともに自治会・町内会をはじめ地区青少年指導員、スポーツ推進員等と協働し連携した取組みは必須要件と考えています。

城郷小机地域ケアプラザの担当地域である城郷地区連合町内会は8町会と1自治会で構成されています。この連合町内会と信頼関係を築き、地域に起こる様々な課題を見出し、解決策を共に考えるなど、地域とともに歩いていく地域ケアプラザを目指しています。このためには、**地域の会議や行事に積極的に参加**しています。

- ① 毎月行なわれる連合町内会定例会に適宜参加させていただき、地域ケアプラザ広報誌等を持参し、毎月の自主事業実施予定、その他講演会等のお知らせを地域へ回覧することや、掲示板へ掲示することをお願いしていきます。また、各自治会・町内会より地域からの相談・要望を伺い、ケアプラザの運営に役立てていきます。
- ② 春の城址まつり、7月の盆踊り、9月の敬老会や神社祭礼、10月の健民祭等といった四季折々の地域行事には必ず出席し、**顔の見える関係作りや情報交換等**に努めてまいります。
- ③ 地域ケアプラザの福祉フェスタ等の催しには、近隣の町内会自治会の役員等に広くご参加をお願いし、催しを盛り上げていただくと共に情報交換等を行い連携していきたいと考えています。
- ④ 連合町内会とともに**地域福祉保健地区計画推進**に取り組みます。

【地区社協との連携】

地区社協は身近な福祉活動の担い手として活動し、「自分達の暮らしている地域の福祉課題は先ず自ら取り組み解決していこう」という理念から組織されています。

地域ケアプラザと地区社協との密接な連携取組みは、町内会と同様、必須要件だと考えます。地域の担い手の発掘やボランティア情報を共有し、助け合いのまちづくりを進めています。地区社協が事務局とし運営しているボランティア連絡会と共催し、ケアプラザ内・地域のみんなの居場所ホッとカフェ内に「ボランティア紹介カード」を設置し、ボランティア活動のきっかけとなるよう取り組んでいます。また、福祉フェスタにおいて、地区社協のパネル展示や共同募金など、地区社協の活動を地域へ周知等、協力し行っています。

【地区民生委員児童委員協議会（民児協）との連携】

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれの担当する区域内で、地域住民の

見守りや必要な支援を行うことで、地域福祉の推進を担っています。また、行政機関の業務に対する協力も職務の一つとなっています。児童委員(民生委員が兼務)は地域の子どもの健全育成に関わる行事や児童相談所との連携、虐待通告の仲介、子どもとその親の相談援助を担っています。このように**民生委員・児童委員は地域福祉の最前線の担い手**ですので、城郷小机地域ケアプラザとしては、**密接に連携**し取り組んでまいります。

1. 日常的に情報を共有し、民生委員・児童委員の抱える諸課題に対しては、地域包括支援センターが専門的な立場から支援します。また、困難ケース等については行政や関係機関につないでいきます。

- ① 災害時要援護者の見守りなどへの取り組みを支援してまいります。
- ② 連携した取り組みの他、町内会別に民生委員・ケアプラザ5職種・行政と情報共有の場を設けています。民生委員の役割の再認識と地域情報の共有化を図るとともに連携を深め、協働した取り組みを重ねてまいります。

【支えあい連絡会との連携】

平成17年度に発足した「城郷地区支えあい連絡会」は平成16年開所の城郷小机地域ケアプラザと並走しながら歴史を作ってきたような会議です。

「隣近所の希薄な関係性」「住民同士の連携不足」「新旧住民間の交流不足」等の問題意識からスタートした取り組みは家事支援グループ「城郷ふれあいの会」の立ち上げや城郷地区8,000世帯へのニーズ調査アンケート実施などの様々な実績を残してきましたが、常にケアプラザと一緒にその取組みをサポートしてきた経緯があります。今後も協力関係を継続しながら新たな実績を築いていきたいと考えます。

【城郷地区老人クラブとの連携】

老人クラブは、高齢者が地域に住む仲間とともに健康で生きがいを持って充実した生活を営み、社会に役立つ機会や場を提供する団体です。

城郷小机地域ケアプラザでは、高齢者がいつまでも元気で暮らし続けられるよう介護予防事業を充実していきたいと考えていますので、多くの方の参加を期待しています。老人クラブの事業や高齢者向けの地域ケアプラザ事業等を円滑に進めるためには、老人クラブの方々との連携に努めます。

消費者被害、健康管理、認知症予防等の情報提供は機会あるごとに提供しています。

【保健活動推進員との連携】

地域の自治会館等を利用して子育て支援事業などの事業、地域での健康測定(血圧、握力、血管年齢チェック等)等をすすめている地区保健活動推進員の方々とは協働して事業を行い、ケアプラザの事業の情報提供をし相互に随時連携しています。

【その他の地域活動団体との連携】

<近隣小中学校>

近隣小中学校とは運営協議会や学校・家庭・地域連絡協議会をはじめ運動会、文化祭などを通して連携を継続し、「城郷・小机・東本郷地区料理教室」等の具体的な共済事業で実質的な連携も進めています。

「料理教室」はエリア内の子どもの居場所づくりをめざし立ち上げた事業です。

当該地区のこどもの現状について小学校長や栄養教諭とともに勉強会を重ね、「こどもの支援だけでなく、子ども自身の生活力をつけること」を目的に開始しました。

他校・他学年の生徒の混合グループによる調理活動を通して、近隣小中学生同士の交流を図り、生徒自身が地元野菜や農家への関心を寄せたり、食材(野菜)を使つての調理の発想力を身につけ広く生活力をつける事を目指して座学と調理実習、試食を提供しています。

今後も近隣小中学校との密な連携を継続していきます。



「城郷・小机・東本郷地区料理教室」



感謝状

<ボーイスカウト>

ボーイスカウト横浜20団とは、開所当時より連携し事業等を取り組んできています。ボーイスカウトも地域ボランティアの重要な役割を担っていることを意識して、活動協力を継続していきます。

ケアプラザとの良好な関係性を評価いただき、令和2年1月19日には日本ボーイスカウト神奈川連盟70周年という歴史ある記念式典において横浜市内ケアプラザで唯一、連盟長である黒岩知事より直接感謝状を頂きました。

<障がい者施設>

・楠の木学園

近隣にある、不登校や発達障がいなど、さまざまな個性を抱える子どもたちが安心して通えるフリースクール「楠の木学園」との連携については、相互のイベント等に積極的に参加することにより、子どもたちの社会参加を支援していきます。

・ごぼうハウス

鳥山町に事業所を置く障がい者地域作業所型の運営で地域生活支援を行っている特定非営利活動法人「ごぼうハウス」と連携し、平成16年度から城郷小机地域ケアプラザでは、地域の障がい者作業所の方々の社会参加支援を目的に、区からの承諾を得た上で週に一度、ケアプラザのエントランスで手作りお菓子販売「ごぼうハウス」を実施し、広報やPRという面でも支援しています。

・県立みどり養護学校

地域ケアプラザで開催したガイドボランティア講座に講師として、県立みどり養護学校の地域コーディネーター教諭にご協力いただきました。その講座からガイドボランティアと当事者のマッチングにまでつながっていった事例があります。

また、そのマッチングには区社協の移動情報センターとの連携があり実現した経緯もあります。



障がい児お出かけサポート講習会

<住民主体の活動>

・小机城のあるまちを愛する会

平成29年には町づくり・地域活性化を目指し多世代の住民が主体となり「小机城のあるまちを愛す会」が発足しました。活動支援を行うとともに、新たな人材発掘、地域の活性化に向け連携した取り組みを行っています。（令和元年度「案内人に学ぼう」を共催開催）

地域活動団体とは地域の行事、地域ケアプラザの活動を通して、地域の福祉保健事業をすすめていきます。



「案内人に学ぼう」

・城郷ふれあいの会

介護保険外の隣近所のたすけあいを目指した地域福祉活動「城郷ふれあいの会」が平成20年より展開されています。地域内ニーズに応じて、家事支援をてがける有償ボランティア活動を実施しています。ケアプラザとして研修や見学会などの支援や利用者のコーディネート等の関わりを継続して実施します。

<新たな連携の模索>

区行政の推進計画にも掲げられている生活困窮者の自立支援施策「生活困窮者自立支援制度 地域ネットワーク構築支援事業」を令和元年度に、区内ケアプラザに先駆けて港北区よりを受託し、横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課生活困窮者支援担当の方と一緒に、5職種が協働して「支援者交流会」を開催しています。生活困窮者自立支援制度の周知にとどまらず、支援対象者(子育て、高齢、障がい児者、若者支援等)の枠を超えたネットワークの構築を目指しています。

また、令和2年1月には、港北区役所と地域インターネット新聞が共催する横浜市の市民大学事業における全3回の公開講座「港北つなぎ塾2020」に参加しました。地域活動をより発展させるために、区内のまちづくりについて学び、地域活動に携わる人々に新たなつながりをもつ取組を今後も継続します。



オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 令和元年度港北区運営方針” 活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」
- 第3期港北区地域福祉保健計画（ひっとプラン港北）

城郷地区

基本理念：誰もが安心して暮らせるまち城郷の実現

城郷地区の目指すまちの姿：

- ・世代や立場を越えた交流が「ひろがるまち城郷」
- ・担い手が広がり、活動が「つながるまち城郷」
- ・助け合いや支援の輪が「とどくまち城郷」
- ・必要な情報が伝わり、相談しやすい「安心のまち城郷」

上記にあります港北区及び城郷地区において掲げられた大きなテーマとしては、「共感」、「助け合い」がポイントとなっていると考えております。これを踏まえた本件に係る具体的取組については、次の通りとなります。

新しいところとしては、区行政の推進計画にも掲げられている生活困窮者の自立支援施策「生活困窮者自立支援制度 地域ネットワーク構築支援事業」を令和元年度に、区内ケアプラザに先駆けて港北区よりを受託し、横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課生活困窮者支援担当の方と一緒に、5職種が協働して「支援者交流会」を開催いたします。生活困窮者自立支援制度の周知にとどまらず、支援対象者(子育て、高齢、障がい児者、若者支援等)の枠を超えたネットワークの構築を目指しています。今後も情報交換・共有を継続し、支援の必要な方に必要な支援が届くよう連携した支援体制づくりを進めていきます。

【地域活動交流】

1. こどもから高齢者、障害者まで全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として自分らしく支え合って暮らせるような、**住民主体の地域づくり**を支援する役割を担っています。
2. 区及び地区の福祉保健計画の推進に、区役所と地域ケアプラザが役割分担しながら、時に協働して対応して参ります。又、行政関係部署並びに地域包括支援センター一部

門とも共同してネットワークを構築する事で地域課題の抽出を行い、その解決の為に様々な関係機関との連絡調整を行います。その中で「交流」「安全」に係る**地域保健福祉計画で掲げられた目標の達成**にも寄与させて参りたいと考えております。

3. 健康づくりについては、区役所から受託した各種事業を地域ケアプラザで実施しています。これらの事業では、**区役所と連携を図り対応**いたします。
4. その他、地域ケアプラザには区役所からの情報を基に実施する事業があります。区役所と連携を深められるよう努めます。

【地域包括支援センター】

1. 地域包括支援センターは地域福祉保健の相談窓口です。地域の方々の相談には、港北福祉保健センターと連携した対応を要する事例が多々あります。特に様々な要因で支援が困難な事例については、**港北区高齢・障害課職員との定例カンファレンス**等にて役割分担を明確にし、対応してまいります。
2. 横浜市においても介護予防・日常生活支援総合事業として平成28年度より一般介護予防事業が展開されていますが、区役所と連携し、**体力向上プログラムのほか脳力向上プログラム**を実施します。
3. 地域交流部門の項目にもあります通り、行政関係部署及び地域交流部門と共同してネットワークを構築し、地域の諸課題に対応して参ります。
4. 主任介護支援専門員が中心となり、「**城郷ケアマネ倶楽部**」という名称の研修を開催し、港北区高齢・障害課の職員と一緒に城郷エリアで活動されるケアマネジャーのバックアップをします。高齢者虐待等については社会福祉士が区役所その他関係機関と連携して取り組み、対応していきます。



城郷ケアマネ倶楽部

【生活支援コーディネーター】

第2層の生活支援コーディネーターは、高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるために、高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を地域の特性・実情に応じ、NPO・民間企業、ボランティアなど多様な主体による地域づくりを支援する役割を担っています。高齢者の現状・地域の資源など、情報収集し、データ分析を行います。課題の共有・今後の取り組みに活用できるデータを協議体で活用し、多種多様な方々と協議し進めています。

横浜市が推し進める「介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）」の方針に沿って、居場所作りをテーマとした協議体を開催し、サービスBを2か所（とりやまの郷、クローバー会）立ち上げることが出来ました。横浜市主催のサービスB説明会でも城郷地区の事例紹介、他ケアプラザからの見学対応などを通して、横浜全域での事業推進にも寄与していきたいと考えています。

現在は、「地域に必要な（ボランティア）活動を**次世代につなぐ体制作り**」をテーマに協議体を開催しています。若い世代（PTA など）の意見等も受けながら、次世代の担い手が活動可能な仕組みづくりを進めています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

定例カンファレンスやサポートスタッフ会議など、定期的に区地域福祉保健計画の推進・取り組み状況等を共有し、ケアプラザとして区全体計画及び地区別計画の・推進につながる事業展開を進めます。

城郷地区地域福祉計画「たすけあうまち城郷」は、課題目標に応じた3つの分科会（見守り・子育て・地域活性化）において具体的な取り組みがされています。各分科会に担当職員を配置し、それぞれの職種が持つ専門性を活かしたサポートを行います。また、事務局として地区別計画に活用できる情報収集・発信、データ分析、コーディネートなどケアプラザの強みを生かした支援を行います。



ひっとプラン
「たすけあうまち城郷」

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【基本姿勢】

- 地域で展開する自主事業の計画は**高齢者分野・子ども分野・障害者分野の3本柱基本**とし、重点施策としてどの分野にも偏ることがないようにバランスを取りながら進めます。
- 自主事業の企画・計画に関してはコーディネーターが中心に取り組むこととなりますが、生活支援事業や地域包括支援センターとの関わりを持ち、一部門の事業ではなく各部門の専門職が持つ専門性を生かしたケアプラザとしての事業、質の高い事業を展開できるよう企画します。
- 事業の企画する段階から参加者主体の方向性を視野に入れ、自主化に向けて無理の無いように計画し、活動の中から指導的立場の担い手が育成されることを目指すとともに事業の安定を図ります。
- 事業開始から自主化に至る間、参加者の減員が無いように開催ごとの満足度等の調査等でニーズの把握と企画の修正を加え、自立までの道筋をしっかりとつけながら活動

できるよう支援致します。

【福祉保健活動の開発に向けた情報収集及び情報提供】

1. 福祉保健に関するニーズ把握及び情報提供の拡充を図ってまいります。
 - 毎月開催の連合町内会自治会、地区社協、民生委員・児童委員、老人クラブ等の会合に適宜出席させて頂き、地域の夏祭り、新年会、運動会等への出席、小学校行事への出席等、様々な機会を通じてニーズを把握し、情報を提供致します。
 - 定期的に広報誌を発行し、地域への回覧、町内の掲示板への掲示、医療機関や商店街等へのチラシ類設置依頼を通じて、PR活動を実施していきます。また、当法人のホームページでも広報誌等の内容を紹介するなど、内容の充実と共にアクセスしやすいものにしてまいります。
2. 情報の提供方法・アプローチ方法：出前講座や地域でのサロンの開催
 - 城郷小机地域ケアプラザの圏域は勾配の急な坂が多い地域であり、地域ケアプラザに足を運ぶのが億劫なご高齢の方や、障害をお持ちの方が数多くいらっしゃる事が予想されます。このような方々を含めて、より身近な場所として自治会館等をお借りして、健康づくり（体力測定、体操教室等）や認知症予防、終活セミナー、消費者被害防止講座等を企画し実施します。
 - 閉じこもりがちな高齢者が集まり、健康に関する会話等ができるようなお茶のみサロン等も各地域で開催したいと考えております。

【高齢者分野への取り組み】

1. 地域ニーズの調査

現在地域において、地域の方々が事業に何を期待しているか等の「地域ニーズ」の調査を行い、求められる方向性と内容を把握し企画に反映させます。「城郷地区連合町内会」、「城郷地区社会福祉協議会」、「民生委員・児童委員」等、住民の方々との連携で、地域の方が気軽に安心して参加できる集いや交流の場となる自主事業を企画実施し、地域行事に参加するきっかけづくりを行います。**地域ニーズの情報収集の実施、課題解決への取り組みと同時に支援の「居場所」を地域の皆様と共に創っていく所存です。**

2. 男性高齢者が参加しやすい事業への取り組み例

比較的参加者が少ない男性高齢者の集いの場の企画も利用者アンケート調査等を行い、興味や趣味等といったニーズに合わせた内容の事業が展開できるように努め、地域事業参加のきっかけづくりを行います。



表彰状

城郷小机地域ケアプラザにおいては、男性高齢者の集いの場として、「**男性だけの昼食会（ダンラン）**」という事業に取り組んでいます。定年退職した方をはじめとした、男性が参加するサロンとなっており、地域において仲間作りをして頂くことを目的としております。令和元年10月には港北区社協より、長年の地域福祉活動に対して表彰状が団体に贈られました。昼食会をきっかけにして地域ケアプラザを身近に感じてもらい、関係性を確立した上で特技を活かしてご活躍頂く等、**地域活動から担い手の発掘を進め、住民主体の事業展開が可能な環境づくりを進めます。**

【子育て支援・子ども分野への取り組み】

・乳幼児の養育者のニーズを適切に把握・理解し、交流の場（子育てサロンなど）の提供、子育てに関する相談（近隣の認可保育所から保育士を招いての子育て相談など）、子育てに関する情報を収集し、ホームページや広報誌等を通じて地域へ情報を提供します。就園前から高校生までの子ども分野の企画は、子育て中の親も対象に入れる



子育て支援拠点「両親教室」

ことで事業対象者の幅は広く、それぞれの立場に合わせた企画が必要となります。事業参加者への利用者アンケートの結果をそれぞれの対象別に集計し、対象が求めている内容の講座や事業を行うよう取り組む所存です。

・子育て支援として親同士の交流会等は港北区地域子育て支援拠点「どろっぷ」や、区内・地域の子育て関連団体等と連携し、「両親教室」などといった事業に協力してまいります。

・子どもにとっての放課後の居場所づくりとしての「こどもサロン」に関しては、開催毎に企画を検討し、遊びを通して楽しくこども達の興味を引くよう創意工夫しながら実施します。子どもの居場所「**たまり BA こづくえ**」等の事業もその一つです。

各世代の事業を進める中で、地域の子育て世代の中から、今後の事業の担い手となりうる人材の発掘にも努めてまいります。



「たまり BA こづくえ」

【障害者分野】

○ 地域ニーズの調査

障がい児者が安心して暮らせる地域づくりの一環として、障がいの理解講座等の事業を継続的に行い、地域がどのような支援ができるのか、また障がい児者の方々のニーズ（どんな事に困り、どのような支援を求めているのか）等を抽出し、具体的な支援を考え、地域住民の障がいの理解を深めます。関係機関「**新横浜地域活動ホーム**」や「**港北区生活支援センター**」等の関係団体の方々と連携し、施設見学会や意見交換等を行う事で、より適切な事業展開を行い、ボランティア活動に繋がる事を視野に入れた事業を積極的に企画し、地域及び住民の方々に対しての障がい児者支援活動に関する情報発信と活動支援をしていきます。地域における障がい児者支援活動は、当事者だけでなく、地域における全ての方々が相互に支え合うことが出来るよう、支援活動を行っていきます。

障がいのある児童への療育に関する今までの取り組み事例としては以下のようなものなどが挙げられると思います。

- ① 城郷地区放課後プラザ
- ② 障害児音楽セラピー／アートセラピー
- ③ ふゆとも（こうほく☆なつともの、独自当CP版同窓会企画）
- ④ みどり養護学校へいってみよう

「城郷地区放課後プラザ」は、平成19年に精神保健サロン「ひなたぼっこ」を立ち上げたときのボランティアさんへの勉強会を提供していたころ、皆さんとの会話の中で「こうした障害って本当はもっと若年期からの成功体験とか、もっと小さいときの愛情ケアが必要だと思わない？」といった意見を受けて、このような地域課題に対して、城郷小机地域ケアプラザの地域交流で着手した事業になります。現在同事業は「ケアプラザと地区社協共催」として、近隣小中学校やフリースクール、民生委員・児童委員等の協力を得つつ、時間をかけて立ち上げた事業です。

この事業には、長年港北区自立支援協議会の後援もいただきながら実施してきた、港北区内のケアプラザにおいてもさきがけの事業となっています。



放課後プラザ

他には、県立みどり養護学校の地域コーディネーターと共催しての「障がい児音楽遊び」や「こうほくなつとも」で親しく交流した子供たちとボランティアの同窓会企画として、共催先だった地域活動ホーム「ともだちの丘」と2者共催で行った「ふゆとも」、

東本郷地域ケアプラザと県立みどり養護学校の三者連携で実施した交流活動「みどり養護でお馬さんに乗ろう」などがあります。

【自主活動化への取り組み】

地域ケアプラザにおいて、企画を行っている様々な分野の自主事業に関しては、早い時期に自立活動となるよう促しながら事業展開を行います。特に各自主事業の参加人数に関しては継続的に安定確保する為、新規募集や事業分散等の調整を状況に合わせてながら随時行い、自主化した後も安定した活動が継続できるよう支援致します。事業によっては講師の情報提供、自立後の参加費及び講師料に関する条件の調整等を行い、円滑に自立できるように諸条件を整えます。自立後の状況も確認し参加者数が少なくなる状況や参加希望者が増えすぎる等の参加者数の増減等にも気配りし、適切な対応が出来るよう支援します。

また、事業のまとめ役となる人材を自主事業実施期間中に決められるよう、参加者の自立促進の為に、利用者アンケート調査等を担い手の選出等の目安とし自立後の体制づくりを進めます。自立事業運営の負担が担い手の方だけにかかることが無いように留意し、事業として安定性・継続性のあるものになるよう参加者と協力連携し支援します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

【利用促進の具体的取り組み】

- ① ケアプラザの利用方法を広報誌、案内リーフレット、説明会等で周知し、「**利用しやすいケアプラザ**」であることを強く働きかけ、ケアプラザに対するより一層のご理解をただけるよう努めます。
- ② 広報誌で活動の様子を順次取り上げるなど、情報発信することで**団体の広報活動を支援**し活性化を促進します。
- ③ 団体間での年間での**スケジュール調整**を行い、計画的に各団体をご利用いただけるようにします。利用団体同士の連携協力を促し貸室の調整や譲り合いにも協力いただきます。
- ③ 福祉保健活動団体が**互いに連携**をとれるような関係性構築を支援します。このことは城郷地区地域福祉保健計画における地域活性化分科会の取組み目的にも合致します。令和元年度も団体間の交流会を積極的に実施しています。また、ケアプラザのイベン

ト企画に合同で参加してもらう等の協力体制を構築します。

- ④ 施設を継続的に団体が使用する場合、備品（機材、大型遊具、書籍、印刷物など）を一定のルールの下にお預かりし、毎回の搬入搬出の手間や保管場所の問題解決を支援します。不公平の無いようスペースの割り振りは公正に行われるよう努め、団体相互の理解も得られるよう努めます

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

- ・ボランティアとは、**自発的な意志に基づいて人や社会に貢献**することを通じて**自己実現**することと考えます。このことを踏まえながら、城郷小机地域ケアプラザとしてはボランティア希望者のコーディネートを行うだけでなく**ボランティア発掘、育成**にも積極的に取り組みます。
- ・横浜市地域福祉保健計画では、地域の顔が見える関係、地域が支え合っていく関係等から最終的には地域のネットワーク化等を目指していますが、この担い手は多くのボランティアを輩出することで確保されると考えます。従って、**ボランティアのコーディネート、発掘、育成**に努め、地域福祉保健計画が求める事業展開をしてまいります。
地域においては高齢者対象の家事援助（掃除、洗濯、買物、除草、樹木剪定、病院送迎等）のボランティアに取り組んでいる「城郷ふれあいの会」などがあります。多世代交流を図る機会も作り、次世代ボランティアの育成及び発掘にも出来るよう構想しています。
- ・地域ケアプラザのボランティア育成及びコーディネートにあたっては、ボランティア活動や地域の担い手に繋がる人づくりをすすめ、さらには**身近な地域での助け合い活動へつなげていく**ことを目指します。

【自主事業の充実とボランティアの育成】

- ・前述の自主事業の取り組みと、ボランティアの育成とは密接に関連していると考えます。自主事業実施⇒自立化⇒地域福祉保健の担い手(ボランティア) ⇒ケアプラザのサテライト化⇒地域のネットワークへと繋いでいくプロセスの中で、ボランティアの育成がなされることを目指します。
- ・自立化したものについては**参加者一人ひとりが地域の力**となるよう、その後も完全自立まで様々なフォローをしていきます。
- ・自立化した団体の増加に合わせて既存の地域活動団体も含めたイベントを開催し、各団体の情報交換を促すとともにさらなるネットワーク化を図っていきたいと考えております。

【次代を担うボランティアの育成等】

次代を担う子どもたちへ向けた取り組みとしては、自主事業のほか、学校や地区社協、民生委員・児童委員、自治会、青少年指導員、スポーツ推進員等やボーイスカウトと連携した次のような取り組みを行っていきます。また、シニアボランティアポイント事業への登録を積極的に PR し、次世代の育成を担うボランティアの増加を狙った取り組みを行ってまいります。



近隣小学校での
認知症サポーター講座

- ・ 地域のキャラバンメイトと連携して、近隣小中学校（小机小学校、城郷小学校、城郷中学校）での「認知症サポーター講座」の実施を支援することで次世代を担うボランティア育成に努めます。
- ・ 東本郷地域ケアプラザや菅田地域ケアプラザ等の他区を含めた近隣のケアプラザと連携して、近隣中学校（城郷中、鴨居中、東鴨居中、菅田中など）の生徒たちのボランティア活動「ちよいボラ」を集い、地域のボランティア活動を推進しています。

ケアプラザで主催する「福祉フェスタ」などで中学生等にボランティア体験を推進し、地域とのつながりと興味を育む活動を継続します。令和元年度には約30名の中学生ボランティアが福祉フェスタにご協力いただきました。

また、小机駅改札前での赤い羽根共同募金運動にも参加してもらいました。



中学生ボランティア
（福祉フェスタ）

・城郷ふれあいの会

平成20年3月に城郷地区支えあい連絡会から立ち上がった介護保険サービスで適用外となる狭間の家事支援をてがける有償ボランティア活動です。

隣近所のたすけあいを目指した地域福祉活動を展開し、地域内ニーズに応じて、時として項目にないサービス対応も臨機応変に実施しています。

現在は新たな担い手の発掘を目指して城郷小机地域ケアプラザと一緒に協議を重ねています。



ふれあいの会

・たまりBAこづくえ

たまりBAこづくえは地域住民、学校との連携を通じて広く城郷地区の子どもたちの居場所として、安心して子ども達が過ごせる場づくりの事業です。

簡単調理実習と遊びを提供していますが、新たに活動に加わっていただけるボランティアに加わっていただくことが出来ています。

また、子どもたちにケアプラザを身近に感じてもらうことで次世代の担い手育成にも努めています。



たまりBAこづくえ

【子育て支援事業や保育ボランティアの育成】

子育てへの父親参加促進と地域の父親同士の交流を図った事業「パパと遊ぼう」などで乳幼児の年齢別の事業を実施し、幼児体育指導員を招いての親子体操やゲームなどを楽しむといった事業を実施します。



パパと遊ぼう

地域の子育て支援ボランティア活動者で、特定 NPO グッドトイ委員会（林野庁支援事業の一環）のおもちゃインストラクター資格を有する住民の協力を得ながら、幼児が木製玩具に触れあうことに着眼して展開する子育て支援事業「おも城チャッチャ」などの事業も継続実施してまいります。



おおきくなあれ

事業には常に地域の方の参加を促し、継続して活動をしていただける担い手探しをします。実際に事業に参加している子育て中の若い地域住民で新たな担い手になっている方もあります。

民生委員・児童委員協議会や城郷地区地域福祉保健計画「たすけあうまち城郷（ひとプラン）」の「子育て分科会」が活動する子育て支援事業「おおきくなあれ」についても支援を継続します。

【障害児(者) ボランティアの育成】

障害児(者) 支援事業を行うとともに、事業支援ボランティアの育成に努めます。城郷小机地域ケアプラザ担当地域は高低差の多い地形をしており、道も狭い場所が多い為、特に高齢者や身体障がい児(者)の方は移動に苦勞するところであります。その為、移動支援を担うボランティアの発掘、育成に力を入れてまいります。令和元年度も、地域ケアプラザで開催したガイドボランティア講座に、県立みどり養護学校の地域コーディネーター教諭が講師を務めてくださり、その講座からガイドボランティアと当事者のマッチングにまでつながっていった事例など、ガイドボランティアと障がい児をつなげる複数のコーディネートが実現しています。今後も障害に関する理解を深める講座等の自主事業を行います。

【ボランティア育成の取り組みの方向性】

適切なボランティア研修の情報提供、参加を促していきます。障害児支援事業に関しては近隣の中学校や高校へ出向くなど、事業にあわせたボランティアに協力を求め、よりよい活動に結びつくよう働きかけます

「これから一人暮らし男性の増加が見込まれ、中高年の男性ボランティアの活躍が期待されることから、自主事業や独居男性を対象とした昼食会などを通じて男性ボランティアの募集・育成を行う」、などの地域の実情に合わせた育成活動に努めます。

継続的な活動へつなげていくためにも、ボランティア団体相互の情報交換・連携を目的とした城郷地区ボランティア連絡会への積極的な参加を継続します。



ボランティア育成

【ボランティア活動希望者のコーディネート】

ボランティア活動を希望する人のボランティア登録を行います。ボランティア活動希望者と手助けを求める人や会員募集をする団体のコーディネートを行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

まずはじめに、地域のアセスメントより進めます。地域アセスメントとは 1) 社会資源の把握 2) 地域の生活上のニーズの確認です。地域住民の生活支援に活用できる地域内の社会資源を把握することにより**関係者のネットワークづくりやマッチングが可能**となり、さらに地域住民ニーズを把握することにより今後どのような**サービス開発が必要なのか**見えてくると考えます。以下に具体策を提示します。

1) 地域社会資源の把握

支援に活用できる人、物、財源、情報を把握します。具体的には連携していく団体、利用できるサービスや活動、そして協働していく人材がどこに存在しているかを把握・連携することとなります。

【行政機関】

横浜市や港北区の関係機関（保健福祉センターや保健所等）との連携を定期的に行います。

【保健・福祉・医療の各団体】

地域内には行政機関以外にも健康増進や介護予防を目的とした活動を行っている機関、団体があります。こうした団体の活動について活動内容を把握し、連携を図ります。

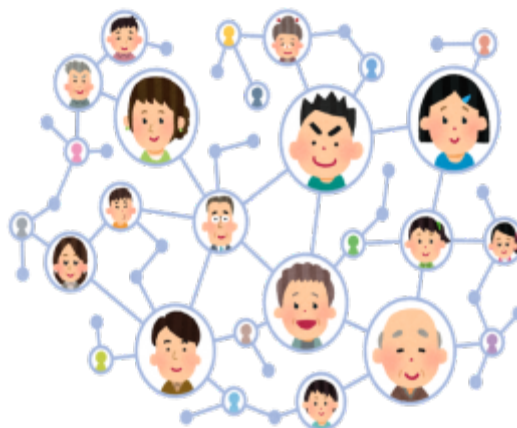
特に民生委員・児童委員では高齢者と児童支援に関する活動を多く行っており、**各地区の民生委員協議会の定例会に参加し話を聞きに行く等**を通して連携し、地域の取り組みについて把握していきます。また、医療との連携は地域包括ケアの推進において重要な課題の一つとなっています。港北区では医師会・歯科医師会・薬剤師会・ケアマネジャー・行政・地域包括支援センターが「港北区高齢者支援ネットワーク」で連携し研修や意見交換会を開催しています。

【自治会・町内会】

町内会等で健康増進活動や福祉活動に取り組んでいる場合もありますが、ケアプラザとして組織の活動内容は主に、①見守り・声かけ活動、②生活支援等の助け合い活動、③体力づくり活動を想定し企画します。具体的には見守りボランティア、住民支え合いマップ、介護予防体操・講座等、これらの活動を立ち上げ連携してだけでなく、活動の活性化に向けて支援を行っていきます。

【ボランティアグループ・NPO】

ボランティア団体やNPOの活動内容は多岐に渡りますが、ケアプラザとして、特に高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握していきます。無償のボランティアで活動を行っている団体や、有償で助け合い活動を行っている団体もありますが、



それぞれの活動理念や設立の経緯などの把握に努め相互協力体制確立に努めます。

また、現在は活動を行っていないボランティア団体やNPOでも、今後、連携することや新たな活動の提案をしていくこともできますので、**協働できる可能性を探る観点から把握していきます**。これらの団体は、高齢者を支援する社会資源として活用するだけでなく、高齢者自身の社会参加や社会的役割を果たす機会を持って頂きたいと考えます。



【ボランティアセンター・社会福祉協議会】

全国、都道府県、市区町村の社会福祉協議会の段階でそれぞれボランティアセンター等が設置されています。上記のボランティアグループやNPOなどと連携していくにあたっては、地域内のとりまとめとして状況を把握しているボランティアセンターと連携を図ります。地域内の様々な組織やキーパーソンを紹介してもらって他、**共同で人材養成等**を行うことも考えられます。

2) 生活支援サービスに対するニーズの把握

既存の統計データや調査結果を把握、且つ専門職や地域住民が日常の活動を通して把握したニーズや気づきを集約していくことによって、その地域で生活する**地域住民の生活ニーズの状況を確認**していきます。こうした気づきの中には現状のサービスや活動では対応が難しい問題も多々あり、今後の対応を考えていくうえで非常に重要な点が含まれている為、**専門職や地域住民との日常的な連携の機会**を持っていきます。

【個別事例の情報収集と分析】

高齢者等地域住民には既に様々な専門職が生活支援に関わっています。そのため、具体的なニーズや生活状況を把握するため、介護保険事業者や地域包括支援センター等から個別事例を収集し、生活ニーズと支援方法を分析することが可能です。また、個別事例を通して、地域内で高齢者の生活支援に活用できる社会資源を把握することにもつながります。



【行政資料の活用】

地域住民の状況は行政の保険年金課・介護保険課等がデータを取りまとめており、また介護保険事業計画では、これまでの推移や将来推計も掲載されています。また、行政計画を策定する過程においては、地域住民の様々な生活ニーズの調査を行政が行い、報告書がまとめられている場合もありますので、こうした既存の行政資料を活用していきます。

【個別訪問・地域住民懇親会】

実際に地域住民と関わりを持つ方法として個別訪問・地域住民懇親会等で具体的な生活ニーズを把握していきます。個別訪問は、心身の状態や生活状況、地域の環境を把握することができるとともに、安否確認や、コミュニケーションの機会として訪問を活用し、対象者との関係性を作っていきます。

3) 情報提供

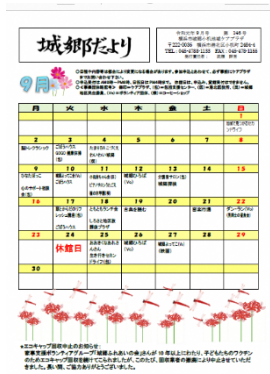
アセスメントを通じて明らかになった提供すべき情報について、発信する手段としては次のようなものが考えられます。単純な情報発信にとどまるのではなく、様々な専門職を交えた**企画・事業・イベントを通して地域住民へ提供**することが効果的であると考えます。前述の「(2) 地域ケアプラザ運営事業ア. 自主事業企画について」で述べた自主企画事業の各取り組みは、お互いの関係性を築く機会として活用することはもちろん、地域住民への**情報発信手段として活用していきます。**

○顔の見える関係構築と情報提供

- ・ 連合町内会自治会等の会合、各地域のイベントへの出席の機会を通じての情報提供
- ・ 広報誌「城郷だより」の配布、地域への回覧、町内の掲示板への掲示、医療機関や商店街等へのチラシ類設置依頼を通じての情報提供

○情報提供の場に着目したもの

- ・ ケアプラザでの実施にこだわらず、自治会館等をお借りして各種講座等を実施
- 提供する対象ごとの企画
 - ・ 高齢者、子ども、障害者などカテゴリーに応じ、事業を通じて選択された情報を提供



城郷だより

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください

これまで、高齢者施策については、国を挙げて「自助」「公助」が進められてきましたが、これからは地域住民同士がお互いに助け合う「共助」が求められる時代に突入しています。横浜市の介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）における、「通所型支援」「訪問型支援」「配食支援」「見守り支援」を進めていくために、生活支援コーディネーターを中心に多職種で、地域ケアプラザ担当地域全体の各種情報の把握と課題を抽出した上で、地域住民に働きかけを行ない、住民主体サービスの基礎を次のような流れで検討し・構築します。

1. ケアプラザ内の連携：地域包括支援センターにあげられる総合相談や居宅支援部門、デイサービス等にあげられる制度では支援困難となっている生活課題等情報等、個別のニーズ課題等を収集し、地域特性（地形、交通、世帯状況、社会資源等）を踏まえた分析を行います。
2. 地域情報の収集：事業参加者からの情報収集や地域の会合等へ出席し、現状課題等を把握します。城郷地区では、支えあい連絡会が平成17年に開始して以来現在も機能しており、地域住民と課題を共有し、解決に向けた取り組みを共同で行っています。
これまでケアプラザとの接点の少ない民間企業・商店会、福祉活動以外の市民団体等、生活圏域の社会資源からの情報からも住民のニーズや動向がうかがえます。多種多様な機関等の関係作りを進めます。
3. 行政・関係機関等の連携：行政から上げられる地域情報データなど活用し、課題に応じた分析した上で、動向の推移を検討し取り組みに活かしていきます。

生活支援事業は地域ケアプラザ全体の業務と受け止め、各部門の連携で事業に取り組み、連合町内会との協働はもちろん地区社協・民生委員児童委員・老人クラブ等とも協力いただきながら「住民が必要とする活動」の構築に努めます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

ケアプラザとして情報収集することはもちろん、地域ケア会議や協議体などを活用し、活動団体同士が直接、理解し連携できる環境作りを積極的に取り組みます。

区内生活支援コーディネーターが協働し、企業の地域連携等の調査を進めています。収集した情報を城郷地区でも活用し、地域活動と企業の取り組みのコーディネートを行います。

また、区内・市内において、民間企業・NPOなどの活動紹介や情報交換会などに積極的に参加し、活動状況を把握するとともに、地域連携の接点を見出すよう様々な角度でアプローチしていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

メンバーを固定的にするのではなく、地域の課題や目指す方向性に応じ様々なメンバーが集い多種多様な意見や支援が可能となるよう検討できる場として、協議体を活用していきたいとします。

例えば、ボランティアの高齢化等により活動をどのように継続していくかという課題解決に向き合っていきたいと考えます。

・ひっとプラン推進会議

城郷地区地域福祉計画「たすけあうまち城郷」は、課題目標に応じた3つの分科会（見守り・子育て・地域活性化）において具体的な取組みがされています。各分科会に担当職員を配置し、それぞれの職種が持つ専門性を活かしたサポートを行います。また、事務局として地区別計画に活用できる情報収集・発信、データ分析、コーディネートなどケアプラザの強みを生かした支援を行います

・支えあい連絡会

平成17年度に発足した「城郷地区支えあい連絡会」は平成16年度開所の城郷小机地域ケアプラザと並走しながら歴史を作ってきたような事業です。

「隣近所の希薄な関係性」「住民同士の連携不足」「新旧住民間の交流不足」等の問題意識からスタートした取組みは城郷地区の全世帯を対象に「家庭用緊急カード」の作成から始まり、家事支援グループ「城郷ふれあいの会」や独居高齢男性の孤立死防止を目指した昼食会「ダン・ラン」を立ち上げました。

また、城郷地区8,000世帯へのニーズ調査アンケート実施などの様々な実績を残してきましたが、常にケアプラザと一緒にその取組みをサポートしてきた歴史があります。

今後も協力関係を継続しながら新たな実績を築いていきたいと考えます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

地域の実情とグループ活動の意向を確認しながら、活動の継続・発展に向けた支援を行います。活動の活性化となる情報提供や提案を積極的に行うことはもとより、活動負担がある場合には、活動の見直しに向けた提案・支援、世代交代が可能となる仕組みづくりの提案・支援等を行います。

地域の方々自らで立ち上げた任意団体によるサービスBを地域ごとに確保し、コーディネーターや包括などケアプラザ全体でその運営を継続的に支援します。現在、城郷地区ではサービスB事業が3事業あり、すべてを任意団体が担っています。横浜市全域でも58事業、任意団体が担っている事業に限定すると8事業という状況の中で、誇るべき状況であると考えています。城郷小机地域ケアプラザはこれらの事業が今後も安定的に運営されるために、これまで同様にサポートしていくとともに、次の新たな展開も模索していきます。

子どもの居場所支援「たまりBAこづくえ」の立ち上げから発展までの経緯も一例としてご紹介します。

平成28年、地域住民から子どもに関わる課題を含んだ情報が複数件持ち上がり、それを受けて平成29年2月に「第一回城郷地区 夕方からの子どもの居場所づくり」事業プロジェクト会議を実施しました。この会議には町内連合会長や地区社協、地区民児協をはじめ近隣小中学校長、区役所、区社協、地域住民代表、ボランティア団体代表などにご参加いただき、夕方からの子どもに関する問題を共有しました。

その後、平成29年5月と7月に二度の勉強会を重ね、平成30年1月に2町会長と栄養士、区社協、ケアプラザで「こどもの居場所事業実行委員会」を立ち上げ、こどもの居場所事業「たまりBAこづくえ」をスタートしました。

毎月、近隣小学校に出向いて開催チラシを配布することで徐々に浸透し、今では毎回20名前後の児童が参加しています。立ち上げ段階から小中学校をはじめとした関連先と調整して進めたことで、順調な運営が叶い令和2年度からは自立化を予定しています。



たまりBAこづくえ

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【(ア) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く）】

- 包括3職種自らが行うケアマネジメントと共に、近隣の居宅介護支援事業所（ケアプラザ内の事業所を含む）への委託、さらには必要に応じプランナーの採用等、適切な人員を確保し体制を整えてまいります。専門職人材は法人内の異動及び新規採用によって確保します。
- 委託先の選定にあたっては「ハートページ」等の情報を活用して、ご利用者・ご家族に必要な情報を提供し、ご利用者・ご家族が適切な事業所等を選ぶことができるようにします。また、自ら行うケアマネジメントにおいても「ハートページ」の活用等によってご利用者・ご家族が十分な情報の中から適切な選択ができるようにいたします。
- その他居宅要介護支援被保険者に係るものと共通する点については、後述の「5. 事業（5）居宅介護支援事業」を参照ください。

【(イ) 総合相談支援】

地域包括支援センターの啓発活動について、次のようなプロセスを念頭に実施をいたします。

- ① 地域諸団体への情報提供として、連合町内会自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、老人クラブ等の定例会に職員が出席し、地域ケアプラザの事業や地域包括支援センターの活動内容等の説明を行います。各会の役員・委員の皆様には、地域包括支援センターの業務内容を適切にご理解頂けるよう努めます。

- ② ケアプラザの広報誌

「城郷だより」を毎月1回発行し、ケアプラザおよび地域包括支援センター事業等の広報・啓発を行います。連合町内会自治会、地区社会福祉協議会等のご了解を得たうえで、町内会の回覧文書と一緒に回覧（及び掲示板への掲示）して頂けるよう調整を図ります。また、エ



城郷だより

- リアの医療機関等には顔の見える関係構築のために直接届けていきます。
- ③ 必要に応じて、その他の地域関係団体の定例会等にも職員が出席するとともに、団体のご了解を得た上で構成員の方からニーズ把握に努めます。
- ④ 民生委員・児童委員と定期的に情報交換を行い、必要に応じて、訪問に同行します。
- ⑤ ①～④内で得られた課題については、港北福祉保健センターと連携して解決に努めます。特に虐待事例や悪質商法被害事例等については、港北福祉保健センターに加え、港北警察署、所管交番と適宜連携して解決に努めます。

⑥ 上記の課題のなかで、介護保険の制度理解や介護予防事業の啓発など、広く地域住民に知っていただく必要がある事項については、地域住民を対象とした**講演会、研修会**等を実施します。その際、地域のニーズにより適切に対応するため、自治会館及び集会所での開催が望ましい事項については、実質的な事務局は地域包括支援センターとし、**連合町内会、地区社会福祉協議会等と共催**して実施します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・日々の相談業務ではたくさんの認知症の方々、またはご家族からの相談が入ります。早期発見・早期治療につなげられるように、ご家族ともども情報提供や支援をしていきます。また、医療機関やケアマネジャーと連携して対応をしていきます。
- ・城郷地区には横浜市総合保健医療センターがあり連携が取りやすい立地です。受診や相談に迷いがある方がたくさんいらっしゃいますが、総合相談室や認知症初期集中支援とも連携しながら支援を開始します。

- ・地域ケアプラザの5職種とキャラバンメイトと毎月定例会を開催しています。認知症サポーター養成講座を定期的で開催し、地域の方々にわかりやすく認知症を理解していただくような工夫をしています。

令和元年度はそれぞれ城郷小学校、小机小学校を会場に5年生を対象として、地域のキャラバンメイトの協力を得ながら「認知症サポーター講座」を実施しています。両校合算で200名強の生徒に寸劇とクイズを織り込んだわかりやすい認知症講座を実施しています。



- ・専門的な医師からの情報提供も必要のため、専門医の講座を定期的で開催します。
- ・老人会やサロン等のより身近な場所での情報提供も保健師をはじめとしたケアプラザ職員が連携してわかりやすい講座を開催していきます。

認知症サポーター講座

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持しつづけていきたいというのは人々共通の願いであろうと考えます。一方で、高齢者が生活に困難を抱えた場合、地域住民及び民生委員等による支援や介護保険サービスの導入のみでは尊厳のある生活の維持が困難な場合もあります。これを踏まえ、以下のとおり対応いたします。

1. 高齢者に対する**虐待**は、高齢者の増加とともに社会問題として広く取り上げられておりますが、虐待が家族などの介護者によって行われる場合や虐待として認識されにくい等の課題により顕在化しにくいことも事実です。今までの港北区全体の状況と実績を事例検討し、虐待に関する相談及び対応を進め虐待の実態を的確にキャッチし迅速に対処できるよう、地域包括支援センター職員は総合相談から各種事業までのあらゆる場面の中で虐待が疑われる情報を**すばやくキャッチし、専門性に基づいて行動しなければならない点を常に留意して対応して**いきます。
2. 第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「虐待を受けた高齢者の多く（7割）に何らかの認知症の症状が見られたことから、認知症による言動の混乱やこれに伴う介護者の心身の疲労が虐待の原因となることが考えられ、介護者の支援の充実が必要…」と示されております。**認知症の予防や症状についての啓発活動は虐待の芽を摘む有効な手段**として講演会や地域住民向けの実践講座等にて実施していきたいと考えています。
3. 独居高齢者や親族と関係性が希薄な高齢者が認知症を発症するケース等の増加も予想されます。地域包括支援センターとしては、成年後見制度の的確な活用や地域住民を対象とした啓発活動を実施していきます。
4. 高齢者の消費者被害の防止として、港北警察と連携し講師を招いて講演会等を定期的に実施していきます。

平成30年度には城郷地区の老人会に併せて高齢者への詐欺被害に関する啓発を行いました。港北警察にご協力いただき、詐欺被害の現状について講義を行い詐欺被害防止を図っています。また令和元年度の地域ケア会議でも港北警察にご参加いただき、詐欺被害防止の啓もう活動を頂いたり、必要に応じて警察との連携を図っています。このような取組みを引き続き実施していきたいと考えます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

1 地域住民等との連携

- 1) 地区社会福祉協議会及び民生委員児童委員連絡協議会と協働し、相互理解を深めるための**勉強会等を開催**します。勉強会の議題は各会と地域包括支援センターの共通課題の解決に向けた内容とします。
- 2) 包括レベル地域ケア会議においても①で得られた情報を必要に応じて地域課題として検討することも想定し、常に課題発見に向けて努力します。
- 3) 民生委員とケアマネジャーが同席する形での介護保険制度勉強会等を開催し、顔の見える関係を築くと共に、双方が持つノウハウや知識について一定基準を満たす事ができるよう努めます。

2 医療機関、居宅介護支援事業所との連携

城郷小机地域ケアプラザ地域包括支援センターでは、医療機関との顔の見える関係性の構築のため、広報誌等を持参し、毎月担当圏域の医療機関（病院、診療所等）に訪問しております。現在は横浜市労災病院及び、地域内のこの医院、牧野記念病院等の医療相談室とは緊密に連携して対象者の支援を行っています。

また、居宅介護支援事業所等との顔の見える関係性の構築のため、ケアマネジャーのニーズを把握し、その課題解決のための支援に努めております。

医療機関や居宅介護支援事業所といかに緊密な関係性が構築されていても、対象者の急変、虐待避難等の理由により支援困難な事例が発生する場合があります。

その際は対象者の心身の安全を最優先事項とし、介護保険サービス事業所や医療機関等の関係機関と協働して速やかに対応いたします。

3 ケアマネジャーへの相談助言、新任ケアマネジャーの育成支援

ケアマネジャーは、介護保険制度その他関連法令に則り利用者や家族の相談援助、支援計画作成、サービス調整を行う職種ですが、社会がケアマネジャーに求める能力は年々高まっています。なぜならば、一人暮らしの高齢者の方が増え、更に医療保険制度改正により在院日数も短くなり、重い症状を抱えながらご自宅にて一人で生活される方が多くなっているからです。

ケアマネジャーに求められる要素としては、介護保険制度や相談援助技術は勿論の事、それに密接に関係する医療的知識に加え、障害者サービスについては障害者総合支援法、生活保護制度、横浜市独自事業、日常生活全般に関与してくる民法など、知らなければならない知識・技術は限りなく存在します。

これを全て個人で習得しているケアマネジャーの存在は極めて稀であり、多くは個々のケアマネジャーが持つ固有の知識・技術を共有し、協力し合いながら業務に当たっているのが現状です。

このように、自己研鑽では社会が求める能力の獲得に無理がある現状を重視し、私たちは地域のケアマネジャーが必要な知識と技術が獲得できるよう研修会「城郷ケアマネ倶楽部」

を定期開催していきます。その際には、地元で活躍する専門職の方を講師として招聘する事で、顔の見える関係作りにも寄与して参ります。更に、支援が難しい方の相談や、法解釈問題などに対応し、ケアマネジャーが一人で困り果てる事が無いようにしていきます。

また、ケアマネジャーは必ず指定居宅介護支援事業所に所属しますが、小規模事業所では、ケアマネジャーの人数が少ないが為に、十分な教育を受けられないまま業務にかざるを得ない事例が少なからず存在します。そのような事業所に所属するケアマネジャーの教育実習を受け入れる事により、地域のケアマネジャーの質の底上げを行い、その結果、地域住民へのサービスの質の向上に寄与致します。



城郷ケアマネ倶楽部

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は、高齢になっても、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できる地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で 以下の①②を同時に考えていく事を目的にしています。

1. 高齢者個人に対する支援の充実
2. 高齢者を支える社会基盤の整備（地域づくり）

です。

これまで、高齢者の個別課題に対して問題解決のために開かれる会議はケアマネジャーが介護保険事業の一環として開く「サービス担当者会議」が主でしたが サービス担当者は会議関係者間でのサービス調整・問題共有で終わる場合が多く、保健・医療職 インフォーマルサービス、住民 組織等の協力者の参加が少ない傾向にあり、多職種の意見が確認出来ない現実がありました。

そこで、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え意見収集・内容の把握と推進をするのが「地域ケア会議」の目的です。

1. 適切なサービスにつなげていない高齢者の支援
2. 地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントを支援
3. 個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発
4. 介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる

上記の視点に添って進めていきます。

具体的には 地域ケア会議に個別事例をケアマネジャーから挙げてもらい、今までケアマネジャーや介護保険のサービス提供事業所だけで解決方法を考えていた課題について、地域包括支援センターの3専門職種（保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）や、医療・介護関係者以外の専門職、地域住民（民生委員、老人会など）と個別課題解決の話し合いを行います。その結果、新たな視点での解決方法が見つかる場合もありますし、仮に

解決策が見つからない場合でも地域住民の有志が新たに集まる機会を提供でき、その集まりを端緒にして全く新しい連携関係が地域に作られる事も期待できます。そのような連携関係が自然発生的に作り上げられる事により、地域において新たに問題が発生する事そのものを予防する会議としても機能できるよう体制構築を進めていきます。

さらに、地域ケア会議を積み重ねる事で**地域課題が明確**になり、課題を正確に把握できれば困難な個別ケースの早期解決につながり、問題の**長期化を予防**する事になります。

地域での**その人らしい生活の継続**の実現に向けて、定期的開催する地域ケア会議から得た**地域の課題・ニーズ**を集約し**自主事業・ボランティア事業**につなげられるように努めます。

城郷小机地域ケアプラザでは、以下のような規定に則って地域ケア会議を開催、運営します。

1. 「参加しやすい地域ケア会議」

地域ケア会議を効率的、有意義な内容にするために、参加いただく民生委員や地域の町内会自治会の皆様に対し、その目的やお話しいただきたい方向性等を事前に伝える等、円滑に会議を進行していくための準備を徹底いたします。

限られた時間内で方向性を損なわずに会議を進めていく、中心となるファシリテーター（進行役）の**技術向上も必須**と考えます。

2. 医療と介護、地域住民との融合（多種多様な医療介護専門職、医師の参加）

地域が持つ資源や能力を**最大限に活用**すべく、民生委員、児童委員、自治会や町内会等からの意見はもとより、介護・医療の専門職それぞれが、客観的な意見を取り入れながら検討し得る会議体を目指していきます。

3. 結論のある地域ケア会議

個別ケースの検討を多種職で行う個人レベルを始点として、包括、区、市のレベルでの地域ケア会議といった重層的に構成されるべきという横浜市の施策に則り、より広域なレベルでの検討を行い、その成果を地域にフィードバックし、資源開発や政策形成を目指します。

個別ケースに関しては、**5W1Hを踏まえての役割分担**と、支援の方向性や、今後のリスクに関する対策の決定を明確にします。

さらに、現状の地域における社会資源の限界点についても議論し、新たな支援の枠組みや行政への提案等も含めて、上位の地域ケア会議での議論へつなげられるように努めます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

【人員の確保・育成について】

1. 事業実施にかかる人員の確保

地域包括支援センターは、原則として社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師（経験のある看護師）の3職種3人体制で、介護予防ケアマネジメント事業を進めていきます。当法人では、法人全体の有資格者（令和2年1月31日現在の在籍者：ケアマネジャー402人、主任ケアマネジャー100人、看護師（正・准）351人、社会福祉士87人）から、その任務にふさわしい人材を選抜し7ケアプラザに配置しています。城郷小机地域ケアプラザの職員確保に当たっても、必要な人員を確保し、適正配置をしてまいります。

2. 人員の育成計画

当法人では職員の定着とES向上を目的とした**教育部門**があり、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【業務委託についての選定方法等について】

1. 業務委託についての選定方法

介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、業務を指定居宅介護支援事業所に委託し、相互に協働しながら支援をする事も可能です。委託先選定に関しては、利用者の意向、事業所全体として様々なケースへの対応力の有無、担当ケアマネジャー不在時における相談連絡体制など総合的に勘案して利用者にご提案します。そして、業務委託する際は、指定居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの契約を利用者の同意を得たうえで行っていきます。

2. 具体的な支援内容の計画

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的に効率的に実施されるよう必要な支援を行います。今後、対象の高齢者がどのような生活をしたかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象の高齢者自身の**意欲を引き出し**、自主的に取組を行えるように支援します。

- 1) 課題分析(アセスメント)…日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景などの課題を明らかにします。
- 2) 目標の設定…課題分析の結果、個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定致します。
- 3) モニタリングの実施…介護予防事業が実施される間、地域包括支援センターは、必要に応じて、その実施状況を把握するとともに、当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行います。
- 4) 評価…事業の実施担当者からその事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及び家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護保険で要介護（支援）と認定された 65 歳以上の高齢者の 8 割が 75 歳以上であり、介護が必要になった原因は、廃用（使わない事、生活の不活発、安静）で起こる全身の心身機能、生活機能の低下などによるものであるケースが増えています。『介護予防とは、元気な人が**要介護状態にならない**ように、また介護が必要になった人も**できるだけ機能を維持改善**できるようすることで、元気な「今のうちから始める介護予防」が大切です。（横浜市介護予防ガイドブックより）』

予防給付に関するケアマネジメントについては、法令に定められたプロセスに沿って業務を進めます。またケアプランの作成においては、予防給付（介護保険）のサービスだけではなく、包括的・継続的ケアマネジメント事業において培ったインフォーマルサービスの活用も常に念頭におき、利用者と一緒にプランを検討し、作ってまいります。

二次予防事業及び予防給付の介護予防ケアマネジメントの今後の活動においても、状況の推移を把握しながら活動してまいります。また、港北区福祉保健センターを始めとした関係機関と積極的な情報交換を行い、行政施策立案のための効果的な考察材料となるよう努めます。

この観点から、介護予防に関する普及啓発等の方向性としては、それぞれの環境に応じ、活動的な生活を送るための支援を主としたものとするのが考えられます。

現在の城郷小机地域ケアプラザの取組の特色としては、支援の必要性が比較的高いと思われる男性の前期高齢者に重点を置いた介護予防の取組みを実施しています。また、地域住民への実態調査や総合相談内容から、地域課題やニーズを把握し、より地域の実態に即した内容の介護予防事業を身近な通いの場で企画・実施するよう心がけています。

【普及啓発の流れ（概要）】

1. 連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、老人クラブの定例会等に出向いて、地域ごとのニーズ把握を進める。
2. ニーズに則した介護予防事業を企画立案する。
3. 職員が各会、各クラブに出向いて、介護予防事業の必要性について説明を行なう。
4. 各会・クラブの了承（ご理解）を得て、介護予防事業への参加者の募集（地域の回覧板、自治会館へのポスター掲示等）を行う。

【介護予防事業について・これまでの取り組みについて】

介護予防に取り組む個人が気軽に負担なく継続できる取組みを地域の方に提案し、自発的な介護予防活動と呼びかけます。グループ活動やイベント情報の提供などを通じてウォーキング、ラジオ体操、軽スポーツなどへの参加を促し、個人が楽しみながら取り組めるきっかけづくりをします。

また、自主事業の企画、運営を通じてグループで取り組むプログラムを地域の方々に楽しみながら参加して頂けるように取り組みます。特に横浜市が推進する「元気づくりステーション」事業を広げていくとともに、ケアプラザでの開催に拘らず様々な施設と連携して活動場所を広げながら取り組んでまいります。

【取り組み例】

○元気づくりステーション

城郷地区には現在2か所の元気づくりステーションが活動中です。

平成26年度に活動を開始した鳥山元気サロンは、毎月1回、地域の保健活動推進委員が中心となり、歩行能力の向上と認知症予防を目的としたスクエアステップを中心に、ストレッチや筋力トレーニング等の体操を組み合わせて実施しています。

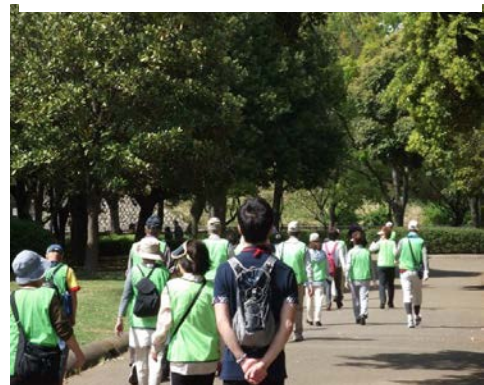


鳥山元気サロン

○岸根ウォーキング

もう一つの元気づくりステーションである岸根ウォーキングは、岸根地区にある岸根公園という、緑豊かな公園でのウォーキングを主体とした活動グループです。

「いつまでも自分の足で歩ける体づくり」を目指し、約10名のメンバーを中心に活動しています。



岸根ウォーキング

OGOGO 健康教室

平成30年度より、前期高齢者に向けた介護予防の普及啓発を目的に事業を行っています。

平成30年度には、理学療法士を講師に招き、E-SUS というアセスメントセットを用い、運動機能に加え心理社会面、生活空間も含めた機能評価を運動機能の評価を行いながら、様々な運動メニュー、グループ活動の紹介を行うことで、参加者が運動を自発的かつ継続的に取り組めるよう配慮し、全10回のプログラムを実施しました。参加者の約半数が前期高齢者であり、講座終了後もケアプラザや地域の体操教室等のグループ活動を継続されています。

平成31年度には、だれでも気軽に取り組み、継続しやすいウォーキングをテーマに、前期・後期それぞれ4回の講座を実施しています。

○認知症予防

平成29年度に、認知症予防プログラム「スリーA」を地域のサロン等で実施してもらうためのリーダー養成講座を行いました。そこで養成された4名の方が中心となり、「しろさとの和」というグループとして、地域のサロン等に出張してもらい、プログラムを実践して頂きました。平成31年からは、「頭とからだのリフレッシュ教室」という、スリーAを中心とした認知症予防教室を開始し、企画から実施まで、「しろさとの和」のメンバーが主体となって毎月一回継続して開催しています。

参加者はまだ少数ですが、認知症の当事者や地域のサロン・体操教室の支援者が参加してくださっており、地域に向けた認知症予防のプログラム普及の一助となっています。

【地域への出張講座】

ケアプラザ館内だけでなく、地域に出向いた活動も積極的に行っていきます。以下に挙げるのは活動の一例です。

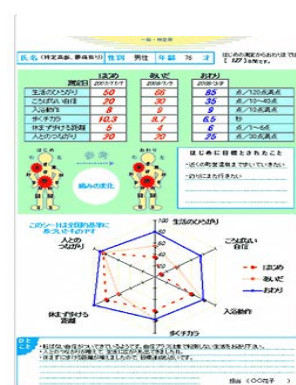
○認知症講座 in 大堀老人会

令和元年11月に大堀町内会館にて認知症講座を行いました。当日は32名の方にご出席いただき、認知症に関する基礎知識についてのお話や、早期発見の重要性と医療機関の受診について、認知症の方の対応方法等を学んでいただきました。

大堀老人会には後期高齢者も多いため、認知症に対する正しい知識や、対応方法を知って頂くことで、認知症になっても通い続けられる暖かな雰囲気が会の中で醸成されるよう、今後も支援を継続していきます。



GOGO 健康教室



E-SUS

○サロン土井 経絡体操講座

令和元年7月に土井町会館にて経絡体操講座を実施しました。サロン土井は地元の町内会が主催する月1回のサロンです。茶話会与併せ、月替わりで催し物、物づくりの教室等を実施していますが、サロンに通い続ける体力を維持する必要性と、体を動かす楽しさを知ってもらおうと、地域のマッサージ鍼灸院の先生に講師を依頼し、自宅でも簡単にできる経絡体操と、脳トレの要素を取り入れた体操を教えてくださいました。

当日は23名の方にご出席いただき、皆さん笑顔で取り組まれていたのが印象的でした。地域の方が、参加しながら楽しく健康づくりに取り組める場となるよう、今後も支援していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括ケアシステムが構築され、かつ有効に機能するためには、家族や近隣住民、民生委員・児童委員、ボランティア等のインフォーマルサービスと、関係行政機関、保健・医療・介護の専門職機関や団体等のフォーマルサービスが連携することが不可欠であり、解決すべき課題に応じて必要な支援体制が構築できるように目的に応じて自在に変化できるネットワークを構築することが、**地域包括支援センターの「総合相談・支援事業」として、また「地域ケアプラザの基本的機能」として、各職員に共通する業務に位置づけられています。**



地域包括支援センターは、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を活かし、縦割りで業務を行うのではなく地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターとも情報の共有や相互の助言を通じて、地域の包括的なネットワークの構築・支援を行います。特に、高齢人口の増加や在院日数の短縮等により、医療的ニーズの高い在宅療養者や認知症高齢者の増加が予測されており、地域の在宅等療養者に対し円滑かつ適切にサービスが提供されるよう、地域のネットワークを構築しつつ、**個別サービスのコーディネート機能も発揮**することが求められています。

地域包括支援ネットワークは、**地域の実情に応じて構築されるものですが、構築のため**

のひとつの手段として、国の通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、「行政職員、包括センター職員、介護サービス事業者、医療機関関係者、民生委員等から構成される合議体（以下「**地域ケア会議**」という。）の開催が示されています。介護保険法の規定に、地域包括支援センターと関係者との連携努力義務が新設された背景には、次に述べる機能を効果的に遂行することをねらいとしたものであり、地域ケア会議については、こうした機能を地域において実現していくことが求められます。

ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、

- ①高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- ②地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

多職種による個別ケースの検討や課題分析を行うことは、単に個別ケースの解決が重要という意味だけでなく、個別の検討を通じて地域における支援体制づくりに繋げる目的も含んでいます、更にその地域に不足している資源を開発していくことや、地域の課題の解決のために必要な政策形成に繋げていく事が求められます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

【公の施設における事業提供】

地域ケアプラザは公の施設であり、「住み慣れた町で健やかで安心して暮らし続ける」ための地域福祉保健活動の拠点です。ここでの居宅介護支援サービスの提供は、このことを踏まえて、次のような事業展開を行っていきます。

- 日頃から地域の医師等との連携し、医療知識を高め、**医療ニーズの高い方々**に対しても**支援**します。また、多分野との**地域連携スキル**を備えた**ケアマネジャー**を配置します。
- 地域包括支援センターを併設している強みを生かし、困難ケースの相談・同行訪問や介護予防支援の受託等に**連携・協力**して対応します。
- 病院との連携を図り、**スムーズな退院、在宅復帰**ができるよう支援します。
- 城郷地区のみならず、**区内他地区、区外近隣**にも対応します。

【居宅介護支援事業の運営方針】

1. 心と心のふれあいを大切に、**地域に密着したサービス**の提供を目指します。
2. 生活の質を維持、向上させることで、住み慣れたまちで安心して暮らして行けるように、**思いやりと優しさ**をモットーに支援いたします
3. その人らしい生活を可能な限り在宅で継続できるよう、**利用者や家族の立場にたつて**、一緒に考えていきます。
4. 介護保険制度を熟知し、情報交換や業務改善会議及び研修等を実施し、**ケアマネジ**

サービスの質を高めていきます。

5. 横浜市からの委託による認定調査を受託し**地域に貢献**いたします。
6. 利用者や家族のプライバシーに深く関わる事業であり、個人情報の漏えいが無いよう、**関係法令及び守秘義務**を厳守します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

【運営方針】

いつもでも住み慣れた地域で生き活きと暮らせるように、地域の皆様に開かれた施設を目指し、ご利用者の自分らしい生活実現のための支援を積極的に行っております。

1. 入浴や食事などの日常生活支援に加え、生活機能向上のための機能訓練やレクリエーションなどを受けられる日帰りの通所介護サービスを行います。ご自宅から施設への行き帰り送迎いたします。
2. 医療対応
当事業所は中重度者ケア体制加算算定施設で、医療依存度の高い方にも対応しています。看護師・介護職ともに手厚い人員体制で長期に渡りご利用いただけるよう支援いたします。
3. 認知症予防プログラム
認知症を防ぐには脳トレーニング等が良いことが知られています。パズルやドリルなどを使用した脳トレーニング、その他、認知課題と運動を取り入れたプログラムを実践し、効果的に活性化を図ります。
4. 機能訓練（生活リハビリ）
目標に合わせた継続的な機能訓練により、筋力維持による転倒予防や失禁予防など在宅生活の継続を支援いたします。
5. アクティビティ
「できる力」に着目した個別の支援を行い、役割・趣味・楽しみなどを通して「生活機能」全体の向上を目指します。
6. 人と人との繋がりを大切に
当法人では地域社会との交流、人と人との心のつながりを最も大切な資産と考えております。地域の方にもご参加いただけるお祭りの開催や、学生との交流を通じて施設内だけにはとまらない多種多様な活動を提供いたします。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料提案、収支予算については、当法人が7ヶ所のケアプラザを**運営してきた実績**を元に算出しております。具体的な数値については別紙様式3をご参照ください。

サービスのための経費・修繕費など、全体にかかる費用については、事業特性を踏まえた上で**サービス受益者人数や事業内容等に基づく「全体費用の適正な負担比率」**が必要と考えます。

修繕費については現状年間一律に60万円までとなっておりますので、この範囲内に収まるように計画的に修繕等を行い、これを超える分については**区と協議**して進めて参ります。

また、経費按分の比率については当該経費の性格、および各事業の年間計画等によって負担割合を検討します。事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金の収支の活用

指定管理料で運営する地域活動交流事業のうち貸館については目的外使用を除き利用料金は徴収しておらず、また、目的外使用で利用料金を徴収したものは横浜市に納入していますので、いわゆる利用料金制（利用料金収入は指定管理者の収入とし、その収入を事業費に充てる。）は取っていません。地域活動交流で行っている自主事業については、横浜市の利用料金制の導入を機に、地域ケアプラザで材料費等を参加費として個人負担にすることができることとなっています。利用者に適正な参加費をお願いし、事業に活用してまいります。

また、当初指定管理料及び追加の指定管理料を合わせても、地域活動交流及び地域包括支援センター事業の事業額が上回る分は、法人が補填してまいります。

2. 運営費等について低額に抑える工夫

横浜市からの公的資金も注入されたケアプラザの運営は、事業等の執行を能率的、効率的に行うとともにあらゆる経費を定額に抑えることが必要と考えます。具体的には、以下の取り組みを行ってきましたが、より一層の経費節減を図ってまいります。

1) 物品購入にあたっては常時「必要最小限の数量」とし、**余分なストック等を抱えない**ようにします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き、保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消費財（清掃用消耗品、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。ただし、信頼できる事業所から継続的に購入することで単価抑制を交渉します。

2) 空調設備の適正な温度管理や照明・電気機器等の**省エネ運用**によって電気やガスな

どのエネルギーの消費を抑えます。

役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせや入札を適正に実施し、経費の削減に努めます。当法人の総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、ケアプラザ単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。

また、建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研修」や水道局サービス推進課で開催する「水まわり器具のメンテナンスセミナー」等にも今後とも積極的に参加し、最新かつ適切な情報入手に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、環境創造局環境エネルギー課が実施する省エネ診断（令和元年7月4日受診）等も積極的に参加し、省エネへの取り組みを確実に実施します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1. 関係機関との連携実績

1) 地区社協との連携事業

【たまり BA こづくえ】

平成28年、地域住民から子どもに関わる課題を含んだ情報が複数件持ち上がったことから、平成29年2月に「第一回城郷地区「夕方からの子どもの居場所づくり」事業プロジェクト会議を立ち上げました。この会議には町内連合会長や地区社協、地区民児協をはじめ近隣小中学校長、区役所、区社協、地域住民代表、ボランティア団体代表などにご参加いただき、夕方からの子どもに関する問題を共有しました。

その後、平成29年5月と7月に二度の勉強会を重ね、平成30年1月に、2町会長と栄養士、区社協、ケアプラザで「こどもの居場所事業実行委員会」を立ち上げ、地域住民や近隣小学校との連携を通じて広く城郷地区の子どもたちの居場所として、安心して子ども達が過ごせる場を「地域と共に」作っていくことを目的に定めて、こどもの居場所事業「たまり BA こづくえ」をスタートしました。

毎月、近隣小学校に出向いて開催チラシを配布することで徐々に浸透し、今では毎回20名前後の児童が参加してい



「たまり BA こづくえ」

ます。令和元年度は延べ300名の児童の参加がありました。簡単調理実習を必ず取り入れながら、参加する子どもたちとの会話もヒントにしながら遊びの提供も取り入れています。また、子どもたちにケアプラザを身近に感じてもらうことで次世代の担い手育成にも努めています。

新たな使命も帯びてきている事業です。

城郷地区社協会長を中心とした地域の方とともにケアプラザと区社協が関わり、実行委員会形式にて企画運営していますが初期段階から小学校にもかかわっていただいていることもあり順調な運営が叶い、来年度は自主化する予定で進めています。

私たちは、この活動をさらに発展できるよう地域住民の方々とは勿論の事、地区小中学校や近隣の地域ケアプラザ、区こども家庭支援課、区福祉保健センター等と連携して事業を進めて参ります。

2) 近隣ケアプラザとの連携事業

【オハナの遊び場】

岸根公園を中心として、神奈川区六角橋地域ケアプラザと共催して子育て事業を令和元年度に開始しました。

神奈川大学の学生ボランティアの協力を得て、地域の子育て世代間の関わりを目指したものです。

この事業をきっかけにして、地域の方々とのつながりはもちろん、区内外の近隣ケアプラザとの関わりをさらに広げていきたいと考えています。



「オハナの遊び場」

【ちょいボラサポーターズ club】

中学生ボランティア活動『ちょいボラサポーターズ club』で緑区東本郷地域ケアプラザや鴨居地域ケアプラザ、神奈川区菅田地域ケアプラザとも連携して活動し次世代のボランティア活動の担い手育成にも取り組んでいます。

また、地域みんなの居場所「ホッとカフェ」を活動拠点としている介護予防・生活支援補助事業（サービスB）とそれに対するケアプラザの関わり方を学ぼうと、神奈川区の菅田や三ツ沢、六角橋、片倉三枚といった地域ケアプラザの生活支援コーディネーターが見学を訪れたりもします。

今後は逆に、フードバンク関連におけるケアプラザの関わり方を菅田地域ケアプラザなどから学んでいきたいとも考えています。

3) 各町内会・自治会との連携事業

出張講座：《土井エリア》

毎月1回町内会館で開催されている「サロン土井」にて、7月に**経絡体操講座**を実施しました。「若返り」や「疲労回復」といった、高齢者が興味関心を持ちやすいキーワードを用いながら、手軽に家庭でも実践できる体操を教えてもらい、参加者の方からは「楽しかった」「またやってください」等好評をいただきました。これまで運動のメニューはサロン内で実施していませんでしたが、本講座をきっかけに運動のメニューを取り入れることを検討してもらう予定です。

4) 合築施設である城郷小机地区センターとの共催事業

城郷小机地域ケアプラザは同一敷地内に城郷小机地区センターが運営されており、地域の方によってはケアプラザと地区センターを同一視してご利用されている方も少なからずいらっしゃいます。地域ニーズに対応するためには、地域の方々に施設の違いをご説明することよりケアプラザと地区センターが出来る限り協働していくことが近道であると考えています。



「福祉フェスタ」

そういった視点で様々な可能性を探った結果、令和元年度にはじめての大規模な共催イベント「福祉フェスタ・文化祭」が実現し、双方の得意分野を生かし不得意分野を補うなどの相乗効果が生まれました。具体的にはケアプラザは福祉保健活動についてより効果的な発表や周知の場を得ることが出来、地区センターは地域の社会資源と多くつながることが出来ました。

共催イベントをきっかけに早速、定期的な情報交換の場を持つことで、相互の利用者にそれぞれの事業案内を行ったり、講師等の情報交換をしたりしながら連携体制を深めていくと同時に介護予防等の活動など、一体的に課題解決に取り組める活動を探っています。



感謝状

5) ボーイスカウトとの連携

ボーイスカウト横浜20団とは、開所当時より連携し事業等に取り組んできています。福祉フェスタでの出店、事業等の講師などご協力を頂いております。ケアプラザとの良好な関係性を評価いただき、令和2年1月19日には日本ボーイスカウト神奈川連盟70周年という歴史ある記念式典にご招待いただきました。式典に出席させていただいた上に城郷小机地域ケアプラザの活動支援に対して、横浜市内ケアプラザで唯一、連盟長である黒岩知事より直接感謝状を頂きました。

2. 一般介護予防事業

【GOGO 健康!教室】

ケアプラザ事業参加者の高齢化が目立つ中、介護予防の意識付けが望まれる60歳代の前期高齢者世代に向けた『GOGO 健康!教室』講座を開催しました。

平成30年には、理学療法士を講師に招き、E-SUSというアセスメントセットを用い、運動機能に加え心理社会面、生活空間も含めた機能評価を運動機能の評価を行いながら、様々な運動メニュー、グループ活動の紹介を行うことで、参加者が運動を自発的かつ継続的に取り組めるよう配慮し、全10回のプログラムを実施しました。参加者の約半数が前期高齢者であり、講座終了後もケアプラザや地域の体操教室等のグループ活動を継続されています。



「GOGO 健康!教室」

令和元年度はウォーキングの内容を中心に、口腔講座・栄養講座も織り交ぜ、4月から月1回の頻度で計4回開催し、延べ約50名の方にご参加いただきました。うち、60代の参加者が3名ありました。ウォーキングでは、最新の測定器を用いて歩行状態を客観的に評価してもらうことで、参加者自身が歩き方を見直す機会となり、好評をいただきました。

【頭とからだのリフレッシュ教室】

当ケアプラザでは、平成29年度に認知症予防プログラムであるスリーAリーダー養成講座を実施し、そこで要請された4名のリーダーが現在「しろさとの和」というグループとしてプログラムの普及活動に取り組んでいます。

普及活動として、平成31年4月からスリーAのプログラムを中心とした「頭とからだのリフレッシュ教室」を毎月1回行い、認知症の当事者の方や他のケアプラザで体操教室を実施している支援者の方にご参加いただくことができました。今後も教室の実施を通して、認知症予防プログラムの普及と指導者育成に努めていきます。



「頭のからだのリフレッシュ教室」

3. 地域活動交流

【脳トレクラシック】

地域の高齢者の方々に向けた引きこもり予防と、運動不足解消を目的に平成23年度から継続的に実施しています。講師ご自身が脳梗塞から回復されているという経緯もあり、同様な半身麻痺のある方などの中途障がい者の方づくりとしても積極的に参加を進め、中途障害者にも参加しやすい場づくりをめざしています。



脳トレクラシック

平成30年度は延べ162名の参加がありました。



しろさと地区放課後プラザ

【しろさと地区放課後プラザ】

・「しろさと地区放課後プラザ」は、平成19年に精神保健サロン「ひなたぼっこ」を立ち上げたときのボランティアさんへの勉強会を提供した際に、若年期からの支援の必要性について課題の提起があり、城郷小机地域ケアプラザの地域交流で着手した事業で、城郷地区の発達障がい児の居場所づくりを目的に平成21年度より実施しています。対象者の居場所づくりの一方で、地域住民の正しい理解を促す場としても活動しています。参加者にとっては、ケアプラザは自分たちが何かあったら「来てよい場所」であることを知ってもらうことを狙いとしています。平成30年度は延べ参加者177名の事業となっています。

現在は「ケアプラザと地区社協共催」となっていますが、長年港北区自立支援協議会の後援もいただきながら実施してきた、港北区内のケアプラザにおいてもさきがけの事業となっています。

障害のある児童への療育に関する今までの取り組み事例としては他にも以下のようなものが挙げられると思います。

- ・障害児音楽セラピー／アートセラピー
- ・ふゆとも（こうほく☆なつともの、独自当CP版同窓会企画）
- ・みどり養護学校へいってみよう

【ピアノサロン「うたごえ」】

歌を歌うことによる心身の健康維持増進と地域高齢者間の交流促進を目的として平成22年度から開催しています。若い頃や子供の頃のなつかしい歌を歌ったり聞いたりする事で、回想法療法の効果も期待できると考えています。ボランティアの方にピアノ演奏等のご協力を頂いています。平成30年度の延べ参加者数は366名の事業です。



ピアノサロン「うたごえ」



パパと遊ぼう

【パパと遊ぼう】

子育てへの父親参加促進と地域の父親同士の交流を図った事業で、平成30年度から開始した取組みです。乳幼児の年齢別の事業を実施し、幼児体育指導員を招いての親子体操やゲームなどを楽しんでいます。

共催する港北区子育て支援拠点どろっぷを地域住民に知ってもらいスタッフとも顔の見える関係づくりも狙いのひとつとなっています。初年度は3回の実施で105名の参加がありました。

【おも城チャッチャひろば】

地域の子育て支援ボランティア活動者で、特定NPO グッドトイ委員会（林野庁支援事業の一環）のおもちゃインストラクター資格を有する住民の協力を得て平成22年度から実施している子育て支援事業です。木のおもちゃを多く準備しての親子でいっしょに遊ぶ活動を紹介しています。平成30年度は3回の実施で延べ参加者数88名の事業です。

ニーズの高い子育て事業をあえて午後の時間帯に実施することで貸館の有効活用にも意識を置いています。



おも城チャッチャひろば

【城郷・小机・東本郷地区料理教室】

近隣小中学校には運営協議会や学校・家庭・地域連絡協議会をはじめ運動会、文化祭など

を通して密度の濃い連携を継続しています。「城郷・小机・東本郷地区料理教室」等の具体的な共済事業で実質的な連携も進めています。

「料理教室」はエリア内の子どもの居場所づくりをめざし立ち上げた事業です。当該地区のこどもの現状について**小学校長や栄養教諭とともに勉強会を重ね**、「こどもの支援だけでなく、子ども自身の生活力をつけること」を目的に開始しました。

他校・他学年の生徒の混合グループによる調理活動を通して、近隣小中学生同士の交流を図り、生徒自身が**地元野菜や農家への関心**を寄せたり、食材(野菜)を使っての調理の発想力を身につけ広く生活力をつける事を目指して港北区食生活等活動推進委員会(ヘルスメイト)の協力を得ながら座学と調理実習、試食を提供しています。

当該事業は教育委員会からも高く評価され、教育委員会のホームページで事例紹介をする予定であると、小机小学校からの情報提供もありました。



城郷・小机・東本郷地区料理教室

4. 生活支援

【ともともランチ会】

平成30年度から始まった月に1回の昼食会ですが、地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターが協力して、子どもから高齢者までの多世代に対応できる資源(人材や活動)の開発を図っています。

生活整備体制事業等も踏まえての担い手づくりを狙っています。初年度は延べ参加者数253名の事業となりました。



ともともランチ

【城郷ふれあいの会】※サービスB事業

介護保険サービスで適用外となる狭間の家事支援をてがける有償ボランティア活動です。隣近所のたすけあいを目指した地域福祉活動を平成20年度から継続して展開しています。城郷小机地域ケアプラザからは勉強会や見学会等の支援を行っています。

【クローバー会(共催事業)】※サービスB事業

ボランティア・地区社協・民生委員・ホッとカフェ(地域カフェ)支援者等の皆様と検討会を重ね、介護予防・生活支援補助事業(サービスB)の申請を目指し、高齢者サロン「クローバー会」を開催いたしました。

「クローバー会」は、令和元年10月より、サービスB登録事業所として自主活動をしています。城郷小机地域ケアプラザからも引き続き連携した支援を行っています。



クローバー会

【とりやまの郷】※サービスB事業

城郷地区の鳥山町はケアプラザから離れた立地ということもあり、地域の方々が集まりにくいという課題から、解決のための検討会を平成29年度に立ち上げました。町会や地区社協、民生員、ボランティア代表などと半年間の協議を重ね、サロンを立ち上げました。週替わりのプログラムを毎回準備し、平均15名以上の高齢者が集う場になっています。

運営主体が40～50代であることが特徴的で、若い世代が地域の福祉に携わってきている好例です。

<横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)の盛んな城郷地区>

現在、城郷地区内には3つのサービスB事業所が出来、城郷小机地域ケアプラザは立ち上げから運営までの支援を行っています。横浜市全域のサービスB58事業(うち、任意団体によるもの8事業)という状況において、城郷地区単独で3事業を任意団体が担っていることは地区にとって誇れることだと思います。

令和元年10月、横浜市が主催する横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)説明会において、すべての事例紹介を城郷小机地域ケアプラザが担当して市内のケアプラザ職員向けに説明しました。今後も横浜市全域のサービスBの普及に、微力ながら寄与していけたら光栄であると考えます。



横浜市サービスB説明会



<沼津市社協・地区社協の視察>

令和元年9月、城郷小机地域ケアプラザも支援している城郷地区社協の取り組みを沼津市社会福祉協議会と沼津市の地区社会福祉協議会役員の方々約40名が見学に見えられ、クローバー会の活動を紹介させていただきました。

沼津市市社協・地区社協視察

【地域で見つかるセカンドライフ】

これまで地域との接点のない就労中の方や定年前後の方などが自身の今後を考える準備や、個々が持っている力を地域で活かしていただけるきっかけ作りを目的に事業を開催しました。

令和元年度は、港北区生きがい就労支援スポットの事例を通じての「地域での就労」や城郷地区で町おこしに取り組んでいる「小机城のあるまちを愛する会」の活動などを紹介しました。

<小机城のあるまちを愛する会>

平成29年には町づくり・地域活性化を目指し多世代の住民が主体となり「小机城のあるまちを愛する会」が発足しました。活動支援を行うとともに、新たな人材発掘、地域の活性化に向け城郷小机地域ケアプラザとも連携した取り組みを行っています。

(令和元年度「案内人に学ぼう」を共催開催)

【城郷探検】(魅力発信PJ)

平成29年度開催した『城郷探検』終了後、参加者の有志を中心に、地域マップ作りに取り組んでいます。地域の魅力を発信する新たな担い手が、地域のコンシェルジュとして活躍できる機会・場作りを進めています。(現在5コースのマップが完成)完成したマップは、今後の事業など、活用していく予定です。



地域マップ

【スマホ初心者プレ講座・スマホ写真講座《初級編》】

趣味活動を通じた新たな人材の発掘を目的とした事業です。これまで地域との接点の少なかった方が地域活動に参加するきっかけづくりとして4月にはプレ講座、5月からは初級編として連続講座を開催しました。

スマートフォンの活用がコミュニケーションや情報収集、発信など高齢者の生活に身近なものとなっていることも考慮した事業です。

講座終了後は、より実践的な活用ができるよう自主グループとして、継続できるように支援していきます。

内容：高齢者生活支援プログラム・実践型内容

スマホ写真講座

～IN 岸根倶楽部～ 《全5回》

今回の講座は、基礎的な撮影と実践の連続講座です。昨年、卒業生達の積極的なサポートで、使いこなすのは大変！そんな方でも、スマホで写真が撮れたり送ったり、出来る生活もイキイキと！写真や動画の撮り方もあります！

【日程】2019年5月～6月 【時間】10:00～12:00

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
5/27(月)	6/3(月)	6/17(月)	6/24(月)	6/24(月)

※ 最終回は、参加メンバーの写真を掲載して講師の場で講義を行います。

【講師】岩田 聡子氏
講師の先生は、写真の先生です。講師の先生は、写真の先生です。講師の先生は、写真の先生です。

【費用】1,500円(税別)
※ 講師の先生は、写真の先生です。講師の先生は、写真の先生です。講師の先生は、写真の先生です。

【定員】20名(先着受付)
【申込】4月22日(月)迄
【申込先】045-479-1133 045-479-1133
【会場】岸根倶楽部

＜お問い合わせ＞
岸根の地域支援プログラム課(TEL: 045-479-1133)

スマホ写真講座

5. 総合相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- ・ 高齢者・障がい児者など対象に関わらず民生委員等地域の方々からの相談に対応し、必要に応じて子ども家庭支援課や高齢障害支援課、基幹相談センターと連携を行いました。高齢者と障がい者の関わる多問題ケースにも関係機関と連携をして対応しました。相談内容の把握から精神障がい者を含む多問題ケースが地域に多くある為、港北区生活支援センターとの連携も進めています。(相談件数 年間約2,000件)
- ・ 出張相談会や自主事業、地域の会合イベントにできるだけ参加し、地域住民の身近な相談窓口として周知活動を行いました。
- ・ 来所や電話などの個別の相談に対しては、適切な情報提供や関係機関への調整など迅速な対応に努めました。
- ・ 地域の会合へ積極的に参加して地域の福祉保健活動の情報収集を行い、ケアプラザ内での利用者満足度調査や自主事業時のアンケート、ご意見箱等による来館者のご意見なども参考に、地域ニーズを知り自主事業の企画や広報誌での情報提供等に反映させるよう取り組みました。

6. 地域福祉保健のネットワークの構築

地域住民や関係者との連携・協働の取り組みとして城郷地区地域福祉保健計画「たすけあうまち城郷（ひっとプラン）」が掲げられています。3期地域福祉計画の策定において、「子育て」「見守り」「地域活性化」の3つの分科会を設け、ケアプラザ職員（五職種）がそれぞれの分科会に所属し、全体の取り組みがケアプラザ内においても共有できる体制を作っています。



ひっとプラン

各分科会の具体的な取り組みと城郷地区の全体の動向を把握することで、ケアプラザの特性を生かした支援や他機関とのコーディネートを行っています。

7. 城郷地区支えあい連絡会との連携

平成17年度に発足した「城郷地区支えあい連絡会」は平成16年開所の城郷小机地域ケアプラザと並走しながら歴史を作ってきたような会議です。

「隣近所の希薄な関係性」「住民同士の連携不足」「新旧住民間の交流不足」等の問題意識からスタートした取り組みは家事支援グループ「城郷ふれあいの会」の立ち上げや城郷地区8,000世帯へのニーズ調査アンケート実施などの様々な実績を残してきましたが、常にケアプラザと一緒にその取組みをサポートしてきた経緯があります。今後も協力関係を継続しながら新たな実績を築いていきたいと考えます。

自治連合会定例会出席、地区社会福祉協議会等の催しや区内外の他のケアプラザとの意見交換会、地区民生委員等協議会との意見交換会、城址祭り、盆踊り、神社祭礼、敬老会、健民祭、町会運動会などに参加し情報交換等を行っています。

地域ケア会議は年間に個別を4回開催し、さらに地域展開を広げた包括レベルを2回開催し、地域の介護保険関連事業所の参加等で地域に情報の発信も行えるよう配慮しています。

<実施実績例（令和元年度上期）

5月 個別地域ケア会議

「障害と精神疾患のあるご夫婦を、地域がどのように連携をして支援をしていくか？」

7月 個別地域ケア会議

「地域で支える、高次脳機能障害・失語症の63歳男性（Y様）の支援について



個別地域ケア会議

9月 包括レベル地域ケア会議

「携帯電話（モバイル端末）を利用した見守り活動に参加していない人への対応について」

8. 区行政との協働

地域福祉保健計画では福祉保健課や高齢・障害支援課及びこども家庭支援課、区社会福祉協議会等と担当者会議等で議論しました。これをもとに地区懇談会などで地区の課題や改善の為の活動等協議を検討し、地域保健福祉計画の推進に努めました。

港北区の区政方針を踏まえ、地区担当及び各分野の担当の方々と、定例カンファレンス・連絡会などで情報共有を図り、協働・連携した事業運営に努めました。

定例カンファレンス : 月1回

9. 地域ネットワーク構築支援事業

一例としては、区行政の推進計画にも掲げられている生活困窮者の自立支援施策「生活困窮者自立支援制度 地域ネットワーク構築支援事業」を令和元年度に、区内ケアプラザに先駆けて港北区よりを受託し、横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課生活困窮者支援担当の方と一緒に、5職種が協働して令和元年9月に「制度説明会（地域ケア会議）」を実施しました。また令和2年2月には「支援者交流会」を開催しました。生活困窮者自立支援制度の周知にとどまらず、支援対象者（子育て、高齢、障がい児者、若者支援等）の枠を超えたネットワークの構築を目指しています。今後も情報交換・共有を継続し、支援の必要な方に必要な支援が届くよう連携した支援体制づくりを進めていきます。

具体的には、今まではケアプラザとして関わりの少なかった障がいのある人の相談窓口「港北基幹相談支援センター海」や障がい者支援「大倉山相談室」、若者支援「サポートステーション」や「よこはま北部ユースプラザ」といった支援団体との新たなつながりを作り、そこで実際にこの事業を通して、城郷地区には学習支援が比較的不足しているという課題が持ち上がり、今後の取組みにつなげました。

相談支援において、ニーズや課題解決に向け連携した支援が必要な場合や共有が必要なケースなど、常に連携を強化し支援に努めました。

また、局高齢施設課からの依頼を受けて、「高齢者施設・住まいの相談センター」に月1回の場所を提供し、地域の方々に介護施設関係の相談対応を行いました。城郷小机地域ケアプラザ包括とも連携し、より効果的な相談対応が出来ました。

10. 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

城郷小机地域ケアプラザでは福祉保健活動団体等が活動する場の提供も積極的に行っています。令和元年度は、城郷地区社協も拠点をおいている地域の居場所「ホッとカフェ」と市盲特別支援学校をつないで、生徒の社会参加と実習の場を提供するコーディネートが来ています。

その他、代表的な例は以下の通りです。

【ひなたぼっこ】

精神障がい当事者とそのご家族の交流と癒しの場として、日中の居場所づくりの場をケアプラザで月1回提供しています。平成30年度は12回の実施で延べ197名の参加者がありました。

ボランティアグループ「ひなたぼっこ」が中心で活動し、ケアプラザは企画立案から広報活動や案内受付などの支援をしています。



ひなたぼっこ

【ごぼうハウス】

平成16年度から城郷小机地域ケアプラザでは、地域の障がい者作業所の方々の社会参加支援を目的に障がい者地域作業型生活支援団体「ごぼうハウス」と連携して、区からの承諾を得た上で週に一度、ケアプラザのエントランスで手作りお菓子販売「ごぼうハウス」を実施し、広報やPRという面でも支援しています。

年間で45回前後の活動実施で600名程度の購入があります。・地域の障がい者作業所の人たちの社会参加を支援するため週一回、ケアプラザ内で手作りお菓子販売の場を提供しています。

【ダン・ラン】

ケアプラザの場を提供して独居男性高齢者を対象とした昼食会を平成23年度から継続的に開催されています。平成30年度は11回の実施で延べ参加人数511名の事業です。

高齢者の「孤独死」は男性に多い事や、男性は高齢同世代女性に比較して地域活動に消極的である点に着目した事業です。食後には各種演芸ボランティアらによる催し物を展開し、高齢者男性の社公場の提供も出来ています。同時に民生児童委員らによる配食も実施しています。



ダン・ラン

1.1. ボランティアの育成及びコーディネート

《近隣ケアプラザとの連携によるコーディネート》

東本郷地域ケアプラザや菅田地域ケアプラザ等の他区を含めた近隣のケアプラザと連

携して、近隣中学校（城郷中、鴨居中、東鴨居中、菅田中など）の朝礼時に中学生ボランティア「ちょいボラ」募集活動をし、応募のあった生徒にボランティア活動をコーディネートしています。若い世代からボランティア活動を身近に感じてもらうことで地域ボランティアの次世代の担い手育成を推進しています。

令和元年度は約40名の生徒が活動しました。

《県立みどり養護学校との連携によるコーディネート》

地域ケアプラザで開催したガイドボランティア講座に講師として、県立みどり養護学校の地域コーディネーター教諭にご協力いただきました。その講座からガイドボランティアと当事者のマッチングにまでつながっていった事例があります。

城郷小机地域ケアプラザ担当地域は高低差の多い地形をしており、道も狭い場所が多い為、特に高齢者や身体障がい児（者）の方は移動に苦勞するところでもあります。その為、ガイドボランティア講座実施等を通して移動支援を担うボランティアの発掘、育成に力を入れています。令和元年度もガイドボランティアと障がい児をつなげる複数のコーディネートが実現しています。また、そのマッチングには区社協の移動情報センターとの連携が欠かせない要素でもありました。

《城郷中学校との連携による育成》

城郷小机地域ケアプラザで主催する「福祉フェスタ」などで中学生等にボランティア体験を推進し、地域とのつながりと興味を育む活動を継続します。令和元年度には約30名の中学生ボランティアが福祉フェスタにご協力いただきました。地域の子も達がボランティア活動に触れることで、地域の次世代のボランティア担い手育成を意識しています。子ども達には小机駅改札前での赤い羽根共同募金運動にも参加してもらいました。



福祉フェスタ

1 2. 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

生活支援コーディネーターや区社協地区担当と連携し、自治会のヒヤリングを行うことで人材や社会資源を把握することができました。また、各自治会のお祭り、盆踊り等に全て参加し顔の見える関係づくりに努めました。毎月行われる活動団体の定例会にも参加し情報収集を行いました。また、役職についている方だけでなく一般の方とも積極的にコミュニケーションをとりニーズの高い事業を実施することができました。

生活支援コーディネーター、区社協地区担当と毎月地区情報を共有し、生活支援体制整備の状況をリアルタイムで把握し連携することができました。さらに毎月ケアプラザ内で地域交流会議を行い、サブコーディネーターとの連携を強化しました。

ケアプラザ広報誌を毎月発行し、地域の行事や事業の情報を発信しています。内容は毎月、職員会議で検討し共有しています。

- ・近隣の小机小学校と城郷小学校の5年生を対象とした認知症学習として「認知症サポーター養成講座」を実施しています。子ども達向けに寸劇やクイズを取り入れ、わかりやすい講座を地域のキャラバンメイトの方々と試行錯誤しながら進めています。また会場には、地域が一体的に協力し合う城郷地区支えあい連絡会の方々にもご参加いただき、地域全体で子ども達を見守る体制づくりもしています。



「認知症サポーター講座」

今後は城郷中学校の生徒に向けた認知症理解への活動も模索していく予定です。

1 3. 生活支援体制整備事業

1) 事業実施体制

5職種すべてが関わり、ケアプラザから遠い地域にある事業所での居場所作りを進め、包括職員による体操や講話の他、協力団体による講習なども取り入れ、地域や近隣サービス事業所、区内外の他のケアプラザとのつながりも深まりました。

2) 連携・協議の場

居場所作りや見守り、生活支援の課題について、それぞれの町会と検討し、協議の場を何度も重ね、必要な取り組みを進めることができました。

3) 広域の地域課題の解決に向けた取組

包括レベル地域ケア会議で、宿根町内会の見守り隊の方々と、銀行・郵便局・警察・コンビニエンスストア等に参加してもらい、見守りの必要な方の発見と支援に向け意見交換会を開催しました。令和2年5月に宿根町の第2弾を開催し具体的な支援の方向性を検討します。また、来年度は他町内会でも同様の地域ケア会議を開催していきます。

4) 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）への取組みについて

横浜市が「ポジティブエイジング」～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる横浜～を目指して推進している当該事業において、市内全域で58事業（令和元年10月時点）の立ち上げとなる中、城郷地区ではそのうちの3事業が活動をしています。

更に特筆すべきは、こちらの事業に参画できている任意団体は市内全域でも8か所に留まる中、城郷地区3事業とも任意団体による運用であるということです。これは既存の法人や企業に頼らず、純粋に地域の方が地域の「ポジティブエイジング」に取り組む土壌が育まれているといえると思います。

1.4. 地域包括支援センター運営事業

1) 総合相談支援業務・地域におけるネットワークの構築

エリア内の医療機関への訪問を行い、包括が相談機関であることに周知を行いました。医師会や医療機関主催の研修や懇親会に参加することで、顔の見える関係づくりに努めました。またケースやカンファレンスを通じても総合病院のMSWと連携を図っています。

自治会・町内会だけでなく、老人クラブでも包括についてのお知らせを継続に実施しました。町会主催事業のサロン小机や土井サロンでの情報提供・ニーズ把握を行い、総合相談に結びました。また民児協でのお知らせの他、民生エリア別情報交換会で情報を共有しています。民生委員のエリア別情報交換会では、民生委員の方々から気になる住民の方々を情報提供してもらい共有し、連携しながらケアプラザと行政と一緒に支援をしていきます。その結果、民生委員さんからの相談も多くあり、同行訪問の依頼も継続してあります。町会長からの相談や、町会長と同行訪問をしたケースもあります。今後はこのような取り組みをエリア全体の町内会に広げていくために、地域包括支援センターの周知活動を継続していきたいと思います。

居宅会議、包括会議を毎月行うことで内部連携を図ってきました。また主任ケアマネジャー主催のケアマネジャー向けの研修「城郷ケアマネ倶楽部」を行うことで、地域の介護サービス事業所とのネットワーク構築に努めました。またエリア内の居宅介護支援事業所へ随時訪問を行い、関係を強化しました。

令和元年6月は「自己覚知」をテーマに「城郷ケアマネ倶楽部」を開催し、参加人数12名、令和元



城郷ケアマネ倶楽部

年8月は「福祉用具アプローチ」がテーマで参加人数15名でした。

包括レベル地域ケア会議で介護サービス事業所と地域の方々との連携のきっかけ作りを行いました。このような取り組みの結果、生活支援コーディネーターが把握したインフォーマルの情報を近隣のケアマネジャーに情報提供できるなど、地域のインフォーマル活用推進にもつながりました。

2) 地域実態把握

民生エリア別情報交換会（6グループに分け、1回1時間、年6回実施）を行い、民生委員からも好評をいただくなど、情報共有を継続実施しています。民生委員のエリア別情報交換会に関しては前述の通りで、民生委員が気になる方に対して包括がその都度確認や対応をしていく事で、早目の対応が可能になっています。実際に地域で営業しているスーパーからの相談（名前・住所不明）の方に対して、民生委員との会議で議題に出したところ、本人が特定でき訪問に繋がっています。

総合相談の傾向から精神障がい者が多くいることが把握できたため、港北区生活支援センターや港北区の医療ソーシャルワーカーとこれまで以上に連携がとれる様になりました。

老人クラブへの訪問による実態把握を継続実施しました。老人クラブの各エリアの会長が出席する会議に参加をし、城郷地区の地域の情報を伝えていく事で地域にどのような取り組みが必要なのかを考えるきっかけにしていきたいと思えます。

地域内や近隣地域の病院や薬局の医療機関に加え、スーパーやコンビニなど生活の場に地域包括支援センター周知のための訪問を行いました。スーパーからの相談に対しても、区と連携をして継続的に対応しています。

生活支援コーディネーターが行っている地域アセスメントツールとしての町内会ごとのマップ(社会資源・高齢者情報など)を活用し、気になるケース・今後必要となる資源等を地域ケア会議や民生委員との情報共有に活用しています。

活動団体・ボランティア活動の紹介カードを館内に掲示、誰でも手に取れると設置しています。ケアマネジャーへも社会資源の情報提供しています。

3) 総合相談支援・相談窓口業務・情報共有

地域包括支援センターが身近な地域の相談窓口である事ということについて、地域の老人クラブでのお知らせや、広報誌を使った周知活動を行いました。また民生委員

の定例会での案内や町内会にも必要時に参加し、顔の見える関係づくりに努めました。また地域にあるサロンやオレンジカフェに包括や生活支援コーディネーターが毎回参加し、支援に繋がるチャンスを多く得ました。高齢者だけでなく、障がい者や障がい児の相談でも情報提供を行い、区の子ども家庭支援課や障害者支援担当、「地域生活支援センター 海」と連携して対応しました。具体的には、地域の民生委員さんから気になる障害がある児童についての相談が入ったケースでは、その家族に関わっているケアマネジャーや区の子ども家庭支援課と連絡して状況把握しました。

また担当地域のエリアが入り組んでいることもあり、近隣の地域包括支援センターと情報を交換する事で、地域住民が継続して支援が受けられるように情報を共有しました。ケアプラザに来るのが困難な方へは積極的に訪問し、民生委員やケアマネジャー・区役所の高齢者支援担当や生活支援課の担当との同行訪問など、関係機関と連携して対応しました。ケアマネジャーの研修会時に主任ケアマネ連絡会で作成したインフォーマル情報を提供するなど、ケアプラザ内で連携して支援しました。

情報共有に関しては、随時その場にいる職員でケースの相談をし合う体制を作るとともに、毎月1回以上包括3職種間や両コーディネーターを含めた5職種間での会議を通して、状況共有を行うなど、所内での横の連携を密にしました。包括のどの職員でも継続した対応が可能になるように、パソコンのデータでの情報管理を実施するとともに、対応が必要なケースは所内の回覧メールで最新情報を伝達するなど、素早い対応が出来る様にしました。

区高齢者支援担当と地域包括支援センターによる定例カンファレンスでの情報共有や支援方針の検討を定期的に行うとともに、困難ケースには生活支援課の職員や区社協あんしんセンターと同行訪問を行うなど、様々な部門と連携して対応しました。民生委員との情報交換の場については、個別のケースだけではなく介護サービスの情報提供など、民生委員が気になったり包括として周知をしておきたい情報を伝えることで、それらの情報に関しても率直に意見交換ができるなど、幅広い活用を行いました。

ケアプラザの居宅介護支援事業所とはスーパービジョンによる相談対応をし、困難ケースでも地域包括支援センターとして関わられるようにしました。具体的には困難ケースの現状を居宅と包括全体で把握でき、チームとして取り組むことが出来ています。

4) 権利擁護業務・成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

【終活講座】

令和元年6月より「これから先の終活講座」を全4回シリーズで開催しました。その際には港北版エンディングノート「わた史ノート」の活用方法を説明し、初老期からの関心を高めることが出来ました。講座参加者からのノートの要望が多く見られ

ました。

- ① 住み慣れた自宅で暮らすために～介護保険サービス・住宅改修や福祉用具について～
- ② 住み慣れた地域で暮らすために～地域のサービス・施設について
- ③ もしも認知症になったら～成年後見制度・相続・遺言～
- ④ 自分らしい旅立ち～お墓について～

【消費者被害防止】

令和元年度、老人クラブや地域の高齢者サロンや食事会に港北警察署生活安全課と連携をしながら周知しました。参加者からは、警察官から直接聴くことのできる講義は大変わかりやすく参考になると大変好評でした。

令和元年度は以下の事業を実施しました。



消費者被害防止講座

【遺言・相続・成年後見無料相談会】

- ・ 10月26日（土）

担当：コスモス成年後見サポートセンター行政書士

【エンディングノート書き方のポイント・活用法～ここだけは書いておこう～】

- ・ 12月14日（土）

各回30人以上の地域の方々が参加され大盛況でした。

【高齢者虐待への対応】

高齢者虐待の対応として、民生委員との連絡会や区役所との連絡会で情報を共有することで、必要時に素早く連携して対応するための土台作りを行いました。また民生委員、ケアマネジャー、区役所との同行訪問、包括の複数職員での訪問など、柔軟な対応を心がけました。また必要な方には成年後見制度や介護者のつどいを案内し、虐待予防に向けた取り組みも行いました。

地域への周知として、見守りの盛んな地域の老人クラブに出向き、高齢者虐待防止のパンフレットを使用して説明を行い、虐待に対する意識の向上を図りました。出向いてヒヤリングすることで「介護をしているとイライラして声を荒げてしまうことがあるんだよな」との率直な意見も聞くことができる場合も多くあります。介護者のつどいも定期的で開催（平成30年度は合計5回）し、介護者間の情報交換の場の提供を行っています。初めての方も参加しやすいように、イベントを入れることで先ずは来てもらうことから始めています。介護者の気分転換も兼ねたイベントを今後も開催していきます。

ケアマネジャーより虐待が疑われる相談が入った際に、区役所と連携し迅速な対

応をしたことで、ショートステイを利用しながら特養待機をするなどの柔軟な対応ができています。経済的虐待のケースでは、他の親族への成年後見制度を説明し、書類作成時に助言することで成年後見制度の利用へ繋がりました。虐待緊急性判断シート、受付表を早急に作成し、区役所と情報を共有しながら早急の訪問と事実確認を行っています。

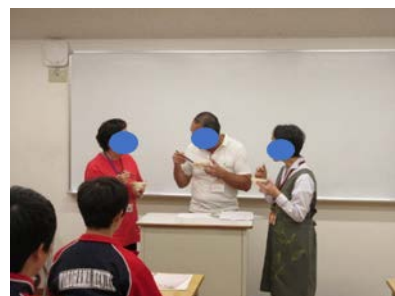
【事業者向け研修を開催】

虐待疑いケースでの利用者家族への声掛けをロールプレイで体験しながら、早期発見、対応に向けた勉強会を近隣のサービス事業所向けに開催しました。参加された事業所からは、大変参考になりましたと好評でした。

5) 認知症

【認知症サポーター養成講座開催】

毎月、地域のキャラバンメイトと定例会を開催し、令和元年度には以下のような具体的な活動につなげることが出来ました。



認知症サポーター養成講座

—令和元年度の活動例—

- ① 合築している地区センターからの要望を受けて、地区センター職員向けに「サポーター養成講座」を地域のキャラバンメイトの協力を得ながら実施しました。(5月) ほぼ全員の職員さんにご参加いただき、関心の高さを感じました。今後もお互いの得意分野を生かしながら連携していく予定です。
- ② 鳥山元気サロン(元気作りステーション)で、地域のキャラバンメイトと協力して「認知症サポーター養成講座」を開催しました。(6月)
- ③ 城郷小机地域ケアプラザのデイサービス職員向けにキャラバンメイトと「認知症サポーター養成講座」を実施しました。(7月) 基本的な対応方法を改めて確認し、デイサービスのサービス向上と標準化を目的としました。
- ④ 1月にはそれぞれ城郷小学校、小机小学校を会場に5年生を対象として、地域のキャラバンメイトの協力を得ながら「認知症サポーター講座」を実施しています。両校合算で200名強の生徒に寸劇とクイズを織り込んだわかりやすい認知症講座を実施しています。



市総合保険医療センター
長岩成ドクターの講座

医療との連携を意識して、横浜市総合保健医療センターのセンター長岩成秀夫医師に講師を依頼しました。講座当日は約50人の方々が参加され、地域の認知症関連の事業の説明もしました。医療機関へ繋がるのが難しい方のケースは認知症初期集中支援へ繋いでいます。今後とも、専門職と共同しながら医療や介護保険のサービスへ移行できる支援に務めていきたいと考えます。

認知症のご相談に来られ、専門の医療機関へ繋がっていない方へは、小机町内の横浜市総合保健医療センターと連携し、診療や相談へつなげました。受診をされ診断が出た方が、その後に受診結果の報告を兼ねて、介護保険のサービスの相談にみえる等、継続支援につながったケースもありました。

6) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

<地域住民、関係機関等との連携推進支援>

定期的に民生委員と地域包括支援センター職員との情報交換を行ない、必要に応じてケアマネジャー、サービス事業所、行政、医療機関と連携し支援を行いました。町内会エリアごとに民生委員情報交換会も定期的に行うなど地域の老人クラブやサロン、自治会、町内会、民生委員などに介護保険制度、認知症、ケアマネジャーについて様々な情報を提供してきました。

生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターが収集した地域のお手伝いや買物支援、その他インフォーマル情報を近隣にある居宅介護支援事業所に研修会等を利用して情報提供しました。その結果、インフォーマルサポートについてのケアマネジャーからの相談も増え、利用まで繋げることが出来ています。



城郷ケアマネ倶楽部

近隣の居宅介護支援事業所と「城郷ケアマネ倶楽部」を開催し、事例検討や情報交換を通じて関係性の構築をしてきました。

地域の見守りネットワークと連携し、必要に応じて居宅介護支援事業所や介護サービス事業所と調整して、地域で見守る体制の整備を進めました。フォーマル・インフォーマルサ

ービスと上手くサポート体制をつくる一助ができたと感じています。

<医療・介護の連携推進支援>

- ・令和元年度は区内包括・事業所連絡会共催にて「訪問看護との連絡会」を8月に、「MSWとの連絡会」を11月におこない意見交換、事例検討を通じて連携を強化しました。
- ・区内医師会との懇親会や医療機関主催の研修会に参加し、顔の見える関係を築きました。
- ・また、新たに整形外科・内科がエリア内に開業したことにより、早速ご挨拶に伺いケアプラザの周知に努めました。

令和元年度の事例としては、独居で以前から地域で見守っていた方に対して認知症初期集中支援チームの介入により認知症の診断・治療に至り地域での独居生活を継続可能とするなどの個別支援を行いました。

<ケアマネジャー支援>

・講演会

区内包括・社協・老人福祉施設共催として令和元年度は「ケアマネジャーの質の向上」、「在宅での看取り」、「リハビリテーションの実際を知っていますか?」を開催しています。個々のスキルアップや医療連携の視点から現場の方を講師に迎えてよい学びができました。

・新任・就労ケアマネジャー研修

令和元年度はケアマネジメントの流れ、サービス論、医療連携、訪問看護同行訪問を3か月計7回で実施しました。昨年より参加者は少なかったものの途中欠席者も殆どなく研修内容もサービス論として新しいものを入れ良い研修となりました。

・研修会

地域のケアマネジャー向け研修・勉強会年7回（施設サービス、認知症、介護サービス関連、スキルアップに資するもの）を計画し資質向上や連携強化を図りました。スーパービジョン計3回（3回目は、3月末開催予定）の研修では、20名超のケアマネジャーの参加があり好評でした。

・個別支援

支援困難なケースに関しては同行訪問を行い、必要に応じて行政とも連携するなどケアマネジャーへの支援を積極的に行いました。認知症・精神疾患がある方のケアマネジャー、

後見人を交えた面談を行う等の個別支援を実施するとともに、地域のケアマネジャーから収集した情報を生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターと共有し、地域情報の蓄積・分析に努めました。各地区の課題解決に向けて、生活支援コーディネーター作成の支え合いマップでの見える化を役立てました。

7) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

地域のサービス事業所・施設と共催事業を通じて連携しました。またケアプラザ主催の研修に地域のサービス事業所も案内し、顔の見える関係作りを行いました。

また、個別ケース地域ケア会議を令和元年度は3回実施しました。この中で介護サービス事業所に加え、弁護士、横浜市総合リハビリテーションセンタースタッフや認知症初期集中支援チームにも参加をして頂き、専門的な意見も頂きました。また町内会自治会会長も交え、地域の見守りについての課題検討も行いました。個別レベル地域ケア会議で出た課題に対して、包括レベル地域ケア会議で検討をしました。



包括レベル地域ケア会議

包括レベル地域ケア会議では地域の居場所づくりをテーマに地域住民だけではなく、訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、デイサービス、ケアマネジャー、有料老人ホームなど様々な参加者に出席を依頼し、地域の町内会や福祉保健関係者との橋渡しを行うとともにデイサービスの部屋を借りて行なった事業を紹介するなど、新たな居場所づくりにつながる話し合いを行いました。包括レベル地域ケア会議を今年度内に2回実施しました。

8) 介護予防ケアマネジメント(指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

介護保険申請をされていて介護サービス未利用の方や介護サービスを利用中で外出の機会を増やした方が良い方々に対して、ケアプラザの自主事業や元気づくりステーション、地域の高齢者サロンや新たに立ち上げた事業に案内するなど、介護保険以外の地域資源に繋げるように努めています。総合相談時に介護保険の説明だけではなく、比較的元気で要支援状態になりそうな方にはインフォーマルの情報提供も行っています。城郷小机地域ケアプラザのケアマネジャーが担当をしている要介護のケースで、城郷地区に3事業ある「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)」に繋げるなど、包括職員が担当しているケースだけではなく、ケアマネジャーが担当しているケースでも取り組みを行っています。

地域にあるお手伝い部隊や配食サービス、移動販売などのインフォーマルサービスの情

報収集を行い、それを総合相談の場で活用する事で介護サービスが必要な状態の方に対してもインフォーマルサービスを組み合わせることで、よりその方に合ったサービス提供を行いました。

地区社協で行うサロンに定期的に地域包括支援センター職員が参加することで、要支援状態の方でも地域のサロンに継続して通うことができ、その他のケースでも総合相談につながるなど柔軟な支援を実施しています。令和元年度だけで少なくとも3名以上の方が総合相談につながり、要支援の認定を受けている方も現在、定期的にサロンに通っている状況です。

包括職員のみならず地域のケアマネジャーもインフォーマルサービスをプランに組み込むことが出来るように、主任ケアマネジャー主催の研修時にケアマネジャーに向けてインフォーマルサービスの提供を行い、活用を促しました。

15. 平成30年度地域ケアプラザ事業実績評価

平成30年度地域ケアプラザ事業実績評価において港北区9ケアプラザで唯一、「S」評価を頂くことが出来ました。

横浜市ホームページから抜粋した評価内容は以下の通りです。

【平成30年度 港北区地域ケアプラザ事業実績評価】

城郷小机地域ケアプラザ 評価「S」

【評価内容】

(全事業共通)

地区社会福祉協議会、地区センター、学校を始め、地縁組織に拠らないボランティアなどとの協働を積極的に進め、協働事業を複数立ち上げるなど、新たな資源の創出に寄与しました。さらに、活動場所の探索やボランティアの発掘と活動拡大にも効果を上げ、地域にとって極めて大きな成果を上げています。また「ひっとプラン」の地区の取組を主体的に推進するとともに、区民フォーラムの企画に関わるなど、区計画・地区計画の推進にも貢献しています。

(地域活動交流事業)

子ども・高齢者・多世代それぞれの新たな交流の場づくりや事業の安定化に取り組み、人材の発掘につなげる等大きな成果を上げました。

地域外からも積極的に情報を収集し、組織と組織または人と人をつなぐため、地縁組織以外の地域活動への支援にも注力しています。

更に、支え合い連絡会の会議運営、地域の見守り活動や小学生向け啓発講座の開催を支援しています。

(生活支援体制整備事業)

介護予防・生活支援サービス補助事業の団体の運営・支援では、区内トップとなる圏域内3か所目の立ち上げに向けて準備を進めています。また、各事業で育成している人材が新たな通いの場の運営でも活躍できるよう、5職種で連携して働きかけを行うなど、職員一丸となって取り組んでいます。

(地域包括支援センター運営事業)

地域の支援者・活動グループ・関係機関等の会議への定期的な参加や、区・区社協と連携しての個別レベルを踏まえた包括レベル地域ケア会議の開催等を通じて、地域課題の解決やネットワーク構築に取り組んでいます。認知症の普及啓発では認知症キャラバン・メイトの活動を地域に向けPRし支援しています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成28年度から平成30年度までの常勤配置充足率は以下の通りです。

充足率 98.33%

以下、職種別内訳です。

所長

欠員なし。

包括主任ケアマネージャー

平成29年5月1日から平成29年6月30日まで欠員。61日。

法人内異動調整のため。

包括保健師

欠員なし。

包括社会福祉士

欠員なし。

生活支援コーディネーター

平成28年4月1日から平成28年5月19日まで欠員。49日。

法人内異動調整のため。

地域活動交流コーディネーター

欠員なし。

配置基礎数

所長及び5職種 計6名×3年間 =計6,570日

配置実績

所長 1,095日

主任ケアマネージャー 1,034日

保健師（看護師） 1,095日

社会福祉士 1,095日

生活支援コーディネーター 1,046日

地域活動交流コーディネーター 1,095日

計 6,460日

充足率 6,460日／6,570日 =98.33%

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市城郷小机地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	10,786,354
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,193,965
事業費 (税込)	自主事業経費 (講師謝金、ボランティア保険料、材料費他)	393,600
事務費 (税込)	消耗品費、通信運搬費、リース料、旅費交通費、研修費他	3,313,099
管理費 (税込)	・ 光熱水費 1,582,140 円 ・ 施設維持管理費 (各種保守点検費) 2,231,076 円	3,813,216
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△1,030,734
施設使用料相当額 ※ 2		△3,587,500
合 計		15,356,000

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	自主事業経費(講師謝金、ボランティア保険料、材料費他)	
事務費(税込)	消耗品費、リース料、旅費交通費他	
合 計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	16,725,702
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	2,267,390
事業費(税込)	自主事業経費(講師謝金、ボランティア保険料、材料費他)	274,512
事務費(税込)	消耗品費、通信運搬費、リース料、旅費交通費、研修費他	569,886
管理費(税込)	・光熱水費 420,552 円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 750,147 円	1,170,699
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000

利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		21,764,189

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金、ボランティア保険料他	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	15,356,000	15,356,000	15,356,000	15,356,000	15,356,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	21,764,189	21,764,189	21,764,189	21,764,189	21,764,189
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	43,076,189	43,076,189	43,076,189	43,076,189	43,076,189
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	8,620,200	8,620,200	8,620,200	8,620,200	8,620,200
		居宅介護支援 事業	45,325,116	45,325,116	45,325,116	45,325,116	45,325,116
		通所系サービ ス事業	168,517,218	168,517,218	168,517,218	168,517,218	168,517,218
	その他収入						
	収入合計(A)		265,538,723	265,538,723	265,538,723	265,538,723	265,538,723
内 訳	人件費	183,609,805	183,609,805	183,609,805	183,609,805	183,609,805	
	事業費	16,539,431	16,539,431	16,539,431	16,539,431	16,539,431	

事務費	34,855,402	34,855,402	34,855,402	34,855,402	34,855,402
管理費	13,104,084	13,104,084	13,104,084	13,104,084	13,104,084
消費税等	1,198,031	1,198,031	1,198,031	1,198,031	1,198,031
その他	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000
支出合計 (B)	250,536,753	250,536,753	250,536,753	250,536,753	250,536,753
収支 (A - B)	15,001,970	15,001,970	15,001,970	15,001,970	15,001,970

団体の概要

(令和 2 年 2 月 2 0 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんしゅうほうかい) 社会福祉法人秀峰会																				
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。																					
(ふりがな) 名称	()																				
所在地	〒241 - 0806 神奈川県横浜市下川井町 3 6 0 番地																				
設立年月日	昭和 5 8 年 1 1 月 1 2 日																				
沿革	昭和 5 9 年 5 月 特別養護老人ホーム さくら苑 事業認可 平成 5 年 5 月 老人短期入所施設 花の生活館 事業認可 平成 1 0 年 2 月 川井地域ケアプラザ 運営受託 平成 1 4 年 3 月 特別養護老人ホーム 南永田桜樹の森 事業認可 平成 1 6 年 8 月 城郷小机地域ケアプラザ 運営受託 平成 1 8 年 1 0 月 中村地域ケアプラザ 運営受託 現在、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、保育所など横浜市・川崎市内に約 150 ヶ所の事業所を認可等され運営																				
事業内容等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営 2. 第二種社会福祉事業 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ) 老人短期入所事業の経営</td> <td>ト) 保育所の経営</td> </tr> <tr> <td>ロ) 老人デイサービス事業の経営</td> <td>チ) 一時預かり事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営</td> <td>リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ニ) 老人居宅介護等事業の経営</td> <td>ヌ) 特定相談支援事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ホ) 障害福祉サービス事業の経営</td> <td>ル) 障害児相談支援事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ヘ) 移動支援事業の経営</td> <td></td> </tr> </table> 3. その他公益を目的とした事業 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;">①訪問看護事業</td> <td>⑤診療所の経営</td> </tr> <tr> <td>②訪問入浴介護事業</td> <td>⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業</td> </tr> <tr> <td>③居宅介護支援事業</td> <td>⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業</td> </tr> <tr> <td>④地域包括支援センター事業</td> <td style="text-align: right;">等</td> </tr> </table> 4. 収益を目的とする事業 <p style="margin-left: 20px;">①貸室事業 ②福祉関連用品の貸付事業 ③高齢者生活支援事業</p> 	イ) 老人短期入所事業の経営	ト) 保育所の経営	ロ) 老人デイサービス事業の経営	チ) 一時預かり事業の経営	ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営	ニ) 老人居宅介護等事業の経営	ヌ) 特定相談支援事業の経営	ホ) 障害福祉サービス事業の経営	ル) 障害児相談支援事業の経営	ヘ) 移動支援事業の経営		①訪問看護事業	⑤診療所の経営	②訪問入浴介護事業	⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業	③居宅介護支援事業	⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業	④地域包括支援センター事業	等
イ) 老人短期入所事業の経営	ト) 保育所の経営																				
ロ) 老人デイサービス事業の経営	チ) 一時預かり事業の経営																				
ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営																				
ニ) 老人居宅介護等事業の経営	ヌ) 特定相談支援事業の経営																				
ホ) 障害福祉サービス事業の経営	ル) 障害児相談支援事業の経営																				
ヘ) 移動支援事業の経営																					
①訪問看護事業	⑤診療所の経営																				
②訪問入浴介護事業	⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業																				
③居宅介護支援事業	⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業																				
④地域包括支援センター事業	等																				

	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
財務状況	総収入	11, 108, 921, 606	11, 984, 439, 724	12, 966, 550, 313
	総支出	10, 890, 169, 058	12, 644, 046, 042	13, 796, 955, 463
	当期収支差額	218, 752, 548	△659, 606, 318	△830, 405, 150
	次期繰越収支差額	3, 750, 430, 354	3, 090, 824, 036	2, 260, 418, 886
	連絡担当者	【所 属】 横浜市城郷小机地域ケアプラザ 【氏 名】 ██████████ 【電 話】 045-478-1133 【F A X】 045-478-1155 【E-mail】 ██████████		
特記事項	なし			